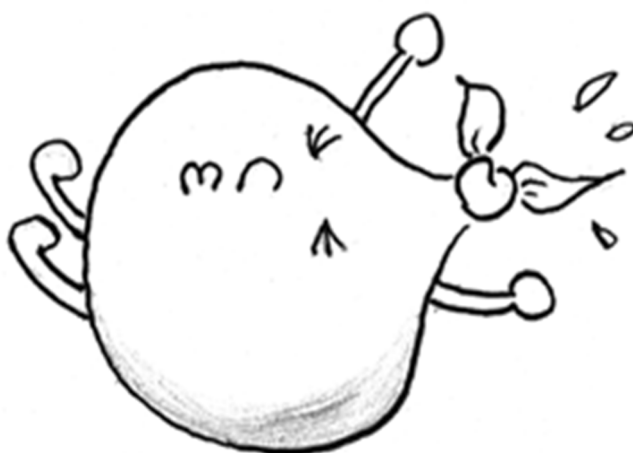


葉山町ごみ処理基本計画（素案）



2027（令和9）年4月
葉山町環境部環境課

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の位置付け	1
2. 上位計画等のまとめ	3
第2章 葉山町の概要	6
1. 地勢	6
2. 人口及び世帯数	7
3. 事業所・商工業	7
4. 土地利用状況	8
第3章 ごみ処理及び資源化の現状と課題	9
1. ごみ処理の現状	9
2. 資源化の現状	19
3. ごみ減量化施策の現状	27
4. ごみ処理フロー	28
5. 一般廃棄物処理システム比較分析	29
6. 国及び県の計画等指標との比較	30
7. 収集・運搬及び施設の現状	32
8. 処理費の現状	34
9. ごみ処理に関する課題	36
第4章 計画の基本方針	46
1. 基本理念	46
2. 基本方針	47
第5章 ごみ処理基本計画	49
1. 計画目標	49
2. 計画目標達成に向けた主な施策	50
3. 施策に対する効果	54
4. 将来推計	55
5. その他ごみの減量化・資源化に関する事項	62
第6章 食品ロス削減計画	64
1. 食品ロスの現状	64
2. 計画の位置付け	64
第7章 適正処理計画	68
1. 分別収集・運搬計画	68
2. 中間処理計画	70
3. 最終処分計画	71
4. 施設整備に関する計画	71
5. その他のごみ処理に関し必要な事項	73
6. 計画の進行管理	73

巻末資料.....	76
1. 用語の解説.....	76
2. 葉山町一般廃棄物審議会審議経過.....	79
3. 葉山町一般廃棄物審議会委員.....	80

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画の位置付け

(1) 計画改訂の趣旨

葉山町ごみ処理基本計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第 6 条第 1 項の規定に基づき、「葉山町生活排水処理基本計画」とあわせて、本町内で発生する一般廃棄物の処理に関する基本的な方針を示すものです。

近年、わが国では少子高齢化の進展やデジタル技術の普及に伴うライフスタイルの多様化、激甚災害の多発といった社会情勢の変化があり、ごみの排出量や特性に影響を及ぼしています。また、地球規模での環境問題や資源の枯渇、気候変動の深刻化を背景に循環経済への転換や脱炭素社会の実現に向けた取組が強く求められています。

これらの社会的要請に対応するため、国では「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（2001（平成 13）年施行、以下「食品リサイクル法」という。）」、「食品ロスの削減の推進に関する法律（2019（令和元）年施行、以下「食品ロス削減推進法」という。）」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（2022（令和 4）年施行、以下「プラスチック資源循環促進法（プラ新法）」という。）」、さらには「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（2024（令和 6）年施行）」などが整備され、ごみの減量化や資源循環の推進が一層強化されています。また、2024（令和 6）年には「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、2025（令和 7）年には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が変更されました。

本町は「ゼロ・ウェイスト」の理念を掲げ、廃棄物の発生抑制、資源の有効活用、廃棄物の適正処理に取り組んでいます。これまで、ごみの分別品目の拡充や戸別収集の導入、生ごみの分別収集など多様な施策を実施し、ごみの減量化、資源化を着実に進めてきました。

また、鎌倉市、逗子市とのごみ処理広域連携の覚書や「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（2020（令和 2）年 8 月、以下「2 市 1 町実施計画」という。）」等に基づき、相互の役割分担による連携方針のもと、2018（平成 30）年度から逗子市による本町の燃やすごみ及び本町による逗子市のし尿等の受入を開始しました。2020（令和 2）年度からは逗子市による本町の容器包装プラスチックの中間処理を行い、2026（令和 8）年度から本町で逗子市の生ごみ資源化処理を開始したことで、ごみの安定処理体制の確保が前進したものと評価するとともに、さらなるごみの減量化、資源化、安定処理の確保を図るべく広域連携を進めていくこととしています。

本計画は、今後も引き続き町民、事業者、行政が一丸となって、「ゼロ・ウェイスト」の理念に基づくごみの減量化、資源化のさらなる推進及び適正かつ持続可能な廃棄物処理体制の確立を目指すための指針とするものです。

（２）計画の位置付け

本計画は、第五次葉山町総合計画に則し、葉山町環境基本計画等の関連計画との整合性を図りつつ策定しています。

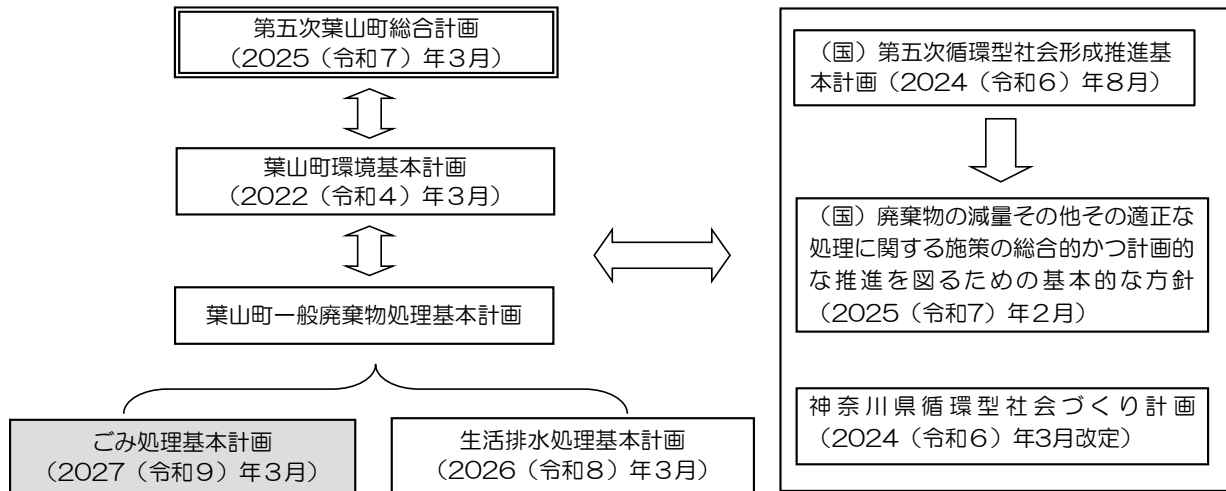


図 1-1-1 計画の位置付け

（３）計画期間

本計画の計画期間は、2027（令和9）年度を初年度とし、2036（令和18）年度までの10年間とします。

なお、計画期間中、ごみ処理広域化の進展や社会情勢等に大きな変化があった場合は、適宜見直しを図るなど柔軟に対応していきます。

2. 上位計画等のまとめ

(1) 葉山町総合計画

表 1-2-1 葉山町総合計画の概要

計画の名称：第五次葉山町総合計画	
目標年次	2040（令和 22）年度
未来へ守りたいもの	美しい海とみどりに 笑顔あふれる ころろ温かな ふるさと 葉山
目指すまちの姿	自分らしく、つながるまち
3つの柱	けんこう がっこう れんけい 健康・楽校・連継
政策方針	【教育】自ら考え行動する人を育て、ワクワクし続けられる未来へ 【子育て・子育て】すべての子どもが、心も身体も健康に育つことができる未来へ 【福祉】一人ひとりが自分らしく住み続けられる暮らしへ 【保健・医療】一人ひとりがそれぞれの「健幸感」を持つ、生きいきとした暮らしへ 【防災・救急】生命と財産が守られ、互いに助け合い、安全で安心して住み続けられる暮らしへ 【都市環境】趣のある自然や街並みを地域で共有し、住み続けたい住環境へ 【産業・観光】地域の産業が元気や活力にあふれ、地域を豊かにする持続可能な観光へ 【自然環境】美しい豊かな自然と調和し、安全で快適な生活の実現へ 【文化】いつでも学べ、交流し、互いを思いやる、心身ともに豊かな暮らしへ
廃棄物に関する基本方針	・「ゼロ・ウェイスト」の理念のもと、町民との協働による啓発活動や、きめ細かな戸別収集などにより、ごみの減量化、資源化を推進します。 ・一般廃棄物の処理については、今後も安定的かつ効率的な処理を行います。

(2) 葉山町環境基本計画

表 1-2-2 葉山町環境基本計画の概要

計画の名称：葉山町環境基本計画	
目標年次	2030（令和 12）年度
将来像	地球上の人々と共生する持続可能な社会に向けて、豊かな自然と調和した安全で快適な生活を実現するまち
基本目標	1. 脱炭素社会の実現に向け省エネ・再エネに取り組むまちづくり 2. 人と自然が調和する健全な自然環境の保全 3. 健康に暮らせる良好な生活環境の保全と、潤いと安らぎのある快適な環境づくり 4. ゼロ・ウェイスト社会を目指す循環型のまちづくり 5. 様々な主体が学びあい、協働で進める環境保全
廃棄物に関する基本方針	ゼロ・ウェイストの推進、資源・ごみの適正な処理

(3) 国・神奈川県の減量化計画

ア. 国の方針

国は、2024（令和 6）年 8 月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。この中で、「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」、「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行」など五つの重点分野が示され、「循環型社会の全体像に関する指標」とともに、その分野ごとに 2030（令和 12）年度を目標年次とした「循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標」が設定されました。

また、「食品ロス削減推進法」において、2025（令和 7）年 3 月に変更された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、食品ロスを 2000（平成 12）年度比で 2030（令和 12）年度までに家庭系を半減、事業系を 60%削減することを目指しています。さらに、「プラスチック資源循環促進法（プラ新法）」では、プラスチックの資源循環を促進し、プラスチックごみを減らすことで持続可能な社会を実現することを目的とし、「環境配慮設計指針」の策定や「ワンウェイプラスチックの使用の合理化」、「市区町村の分別収集・リサイクル」の促進等の 5 つの具体的な措置を講じることとしています。

このような社会の実現に向け、資源物等を除いた一般廃棄物の減量化に関する国の取組指標について表 1-2-3 のとおり示します。

表 1-2-3 一般廃棄物の減量化取組指標¹

項目	目標年度：2030（令和 12）年度
排出量	2022（令和 4）年度に対し約 9%削減
ひとり 1 日あたりの家庭系ごみ排出量 ^{*1}	約 478 グラム
出口側循環利用率 ^{*2}	約 26%
ひとり 1 日あたりごみ焼却量	約 580 グラム
最終処分量	2022（令和 4）年度に対し約 5%削減

*1 集団資源回収・資源ごみ・直接搬入ごみを除いた家庭から出るごみの量

*2 「循環利用量／廃棄物等発生量」、入口側循環利用率＝「循環利用量／（循環利用量＋天然資源等投入量）」

また、「廃棄物処理施設整備計画（2023（令和 5）年 6 月）」においても、表 1-2-4 のとおり目標及び指標が示されています。

¹ 令和七年二月十八日 環境省告示第六号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五条の二第一項の規定に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

表 1-2-4 廃棄物処理施設整備計画における目標及び指標

目 標	ごみの発生量を減らし、適正な循環的利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。
指 標	● ごみのリサイクル率（出口側循環利用率） 20%（2020（令和2）年度実績） → 28%（2027（令和9）年度） ● プラスチックごみのリサイクル 2030（令和12）年度にプラスチックの焼却量を278万トン（乾燥ベース）まで削減する。 ● 一般廃棄物最終処分場の残余年数 2020（令和2）年度の水準（22年分）を維持する。

イ. 県の方針

県では、2024（令和6）年3月に改定された「神奈川県循環型社会づくり計画」において、前計画から引き続きすべてのものが資源として循環することによって「廃棄物」をゼロにする「廃棄物ゼロ社会」を目指す循環型社会の形成を理念として掲げています。排出量及び最終処分量の削減と再生利用の推進について、表 1-2-5 のとおり目標値を定めています。

表 1-2-5 一般廃棄物の目標値

（単位：千トン）

	2019（令和元）年度	2030（令和12）年度
排出量	2,857 （基準）	2,678 （約6%削減）
再生利用量	690 （基準）	750 （約9%増加）
減量化量	1,930 （基準）	1,714 （約11%削減）
最終処分量	236 （基準）	214 （約10%削減）

第2章 葉山町の概要

1. 地勢²

(1) 位置及び面積

本町は三浦半島の北西部に位置し、北に逗子市、東部、南部を横須賀市に接し、西は相模湾に面しています。町の面積は 1,704ha です。

また、東京都心から 50km 圏内に位置していますが、風光明媚な美しい山と豊かな山林におおわれています。本町の位置と町内地図を図 2-1-1 に示します。



図 2-1-1 葉山町の位置と町内地図

(2) 地形・地質

地形は、南東に三浦半島で一番高い大楠山から連なる宝金山や峰山の丘陵、北東に大山、二子山等の丘陵、町の中央に大峰山と3つの山塊があり、これらの山々を水源とする下山川、森戸川が西へ流れ相模湾に注いでいます。そして、2つの河川の河口の海岸より狭い平野が開けています。

地質は、新第三紀中新世の葉山層群と逗子層で構成され、それらの山腹に崩壊堆積物が見られます。平地は、洪積層、沖積層の砂泥及び海岸砂等でおおわれています。

(3) 気象

本町は、相模湾を還流する黒潮の影響を受けて、冬暖かく夏涼しいという絶好の気候です。このため、古くから避暑避寒・保養の地として知られています。

2024（令和6）年の本町の気象状況を図 2-1-2 に示します。なお、12月の気温、湿度、風速及び雨量は気象観測装置温度計不具合により欠測となっています。

² はやまの環境 2021（令和3）年度 葉山町環境部環境課

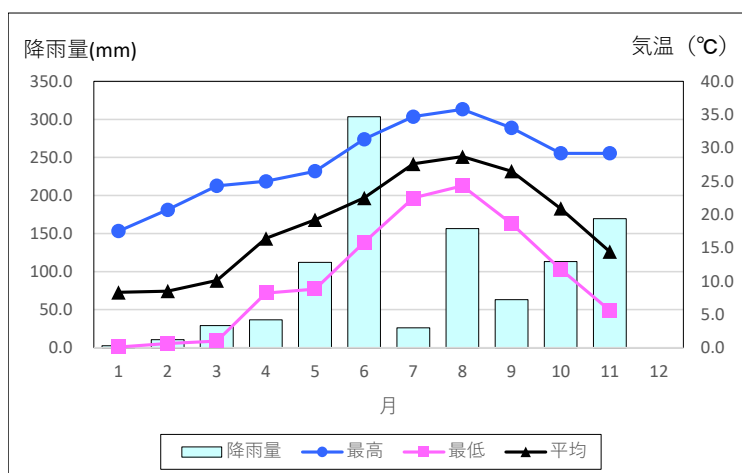


図 2-1-2 2024（令和6）年葉山町の気象状況（出典：はやまの気象統計）

2. 人口及び世帯数

人口・世帯数

本町の人口は、日本経済の高度成長とあわせて増加しましたが、その後、増加率は落ち着き、現在は微減に転じています。2024（令和6）年度の人口は 30,708 人です。

また、世帯数は人口とは逆に微増の傾向にあり、2024（令和6）年度の世帯数は 13,030 世帯です。

2015（平成27）年度から 2024（令和6）年度までの人口・世帯数の推移を図 2-2-1 に示します。

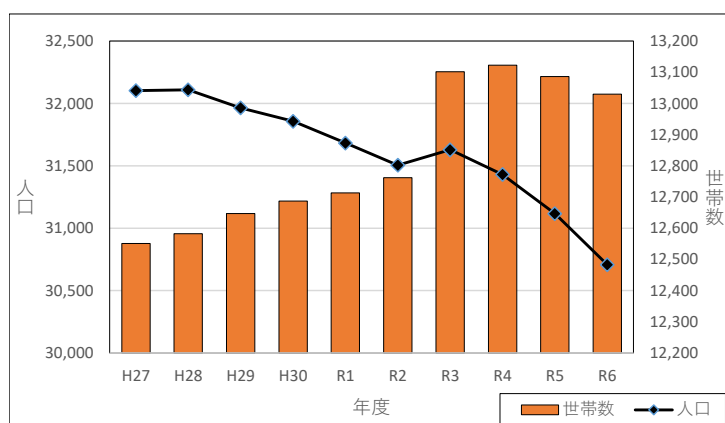


図 2-2-1 人口・世帯数の推移（出典：2024（令和6）年版 統計はやま）

3. 事業所・商工業

本町の事業所・商工業の状況は、表 2-3-1 に示すとおりです。

町内には大規模な商業施設がなく、スーパーマーケットやドラッグストアなどの大型店舗を除き、個人経営の商店が中心となっています。

表 2-3-1 葉山町事業所・商工業一覧

単位：事業所・人

産業大分類	事業所数	従業者数
農林漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	110	505
製造業	22	181
電気・ガス・熱供給・水道業	2	6
情報通信業	23	62
運輸業、郵便業	10	199
卸売業、小売業	221	1,369
金融業、保険業	2	21
不動産業、物品賃貸	75	207
学術研究、専門・技術サービス業	69	334
宿泊業、飲食サービス業	130	1,018
生活関連サービス業、娯楽	83	488
教育、学習支援業	36	361
医療、福祉	74	1,237
複合サービス事業	4	136
サービス業（他に分類されないもの）	44	308
合計	905	6,432

（出典：2024（令和6）年版 統計はやま）

4. 土地利用状況

（1）都市計画区域

本町の都市計画区域は、市街化調整区域が全体の約7割と多くを占めています。

表 2-4-1 都市計画区域の状況

区 分	面積（ha）	比率（％）
都市計画区域	1,704	100.0
市街化区域	513	30.1
市街化調整区域	1,191	69.9

（出典：2024（令和6）年版 統計はやま）

（2）用途地域

本町の用途地域は、第1種低層住居専用地域が約6割と最も多く、次いで第1種住居地域が約2.5割となっています。

表 2-4-2 用途地域の状況

区 分	面積（ha）	比率（％）
第1種低層住居専用地域	296	57.7
第1種中高層住居専用地域	80	15.6
第2種中高層住居専用地域	2.4	0.4
第1種住居地域	128	24.9
近隣商業地域	7.0	1.4
総 計	約513	100.0

（出典：2024（令和6）年版 統計はやま）

第3章 ごみ処理及び資源化の現状と課題



1. ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の沿革

本町におけるごみ処理の沿革は、表 3-1-1 に示すとおりです。

表 3-1-1 ごみ処理の沿革

年	収集関連	処理関連	その他
1965 昭和 40 代	鉄製のごみ収集用ボックス「グリーンボックス」が町内各所に設置され、クレーン付トラックでの収集が行われた		
1969 昭和 44		ごみ焼却場が堀内地内に再建設される（処理能力 20 トン/日）	
1977 昭和 52	ごみ収集に巻込車を導入	現在使用している葉山町クリーンセンター（当時名称葉山町清掃センター）が建設される（処理能力 40 トン/日）	
1978 昭和 53		不燃物処理施設完成（破砕 10 t /5h）（圧縮 12.5 t /5h）	
1983 昭和 58		焼却処理施設に排ガス浄化のための「電気集塵機」を設置	
1984 昭和 59	乾電池の分別収集開始		
1991 平成 3	集団資源回収による古紙類の資源化開始 牛乳パック等の拠点回収		
1992 平成 4			リサイクル掲示板設置
1995 平成 7	ペットボトルの分別開始		
1997 平成 9	黒色ごみ袋の使用禁止		ごみ減量化等推進員、コンポストアドバイザー設置
1999 平成 11	プラスチックごみの分別収集開始		家庭用生ごみ処理機補助開始
2000 平成 12	ガラスびんの分別収集開始		
2001 平成 13	ネットボックスを採用 リサイクル家電の分別開始	ペットボトル減容機設置（処理能力 100kg/h）	
2002 平成 14	ミックスペーパー分別収集開始 粗大ごみ有料化	焼却処理施設に排ガスの高度処理施設「バグフィルター」設置（処理ガス量 22,500N m ³ /h×2 系列）	
2006 平成 18	容器包装プラスチック分別収集開始	容器包装プラスチック保管施設建設（容積約 138 m ³ ）	
2008 平成 20	事業系植木剪定枝資源化本格開始		
2009 平成 21			生ごみ処理容器窓口販売開始
2010 平成 22	モデル地区で戸別収集開始	焼却処理施設の停止	
2012 平成 24	家庭系植木剪定枝資源化本格開始 先行地区で戸別収集開始		

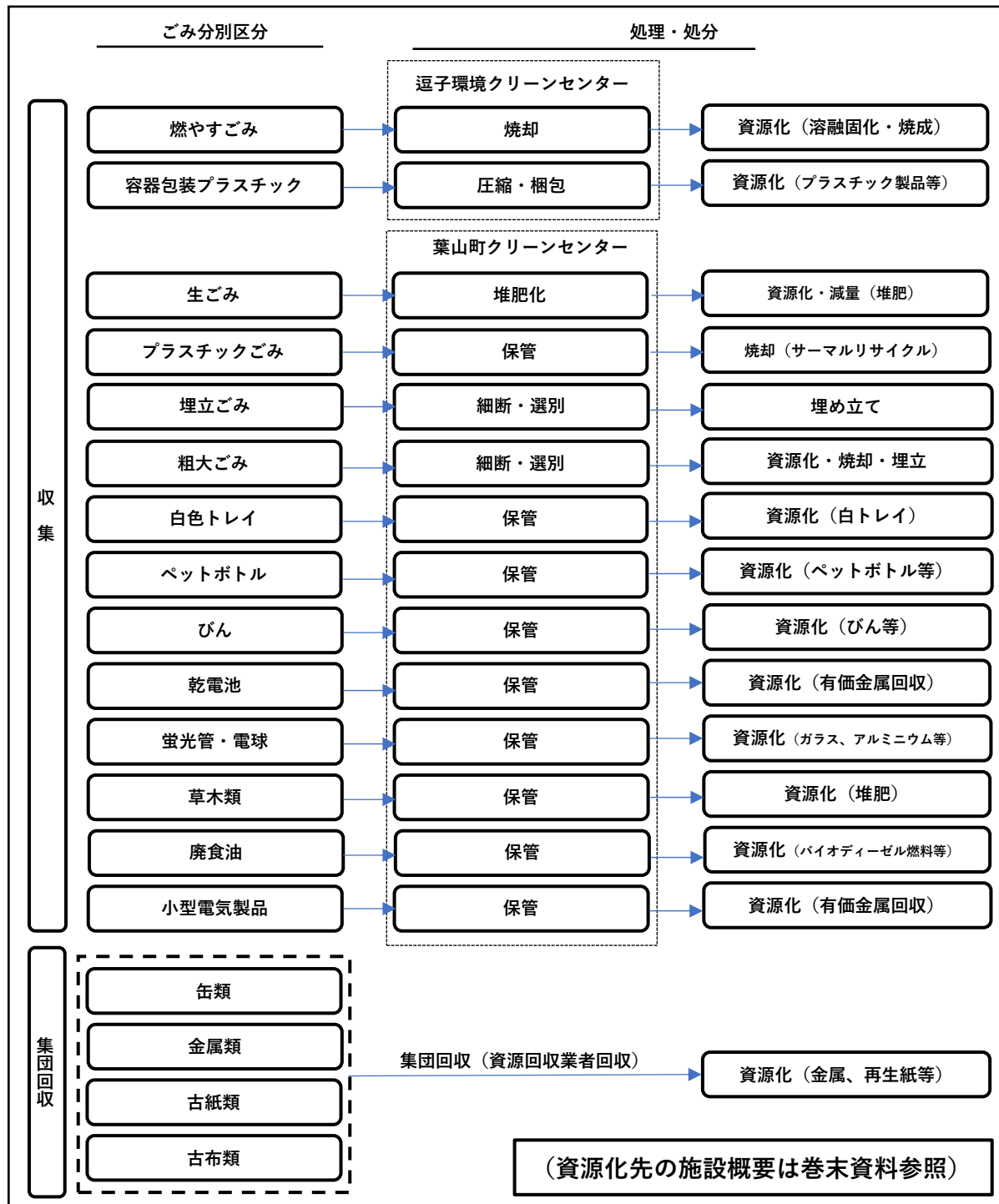
第3章 ごみ処理及び資源化の現状と課題

年	収集関連	処理関連	その他
2014 平成 26	全町区域で戸別収集及び資源ステーション回収開始（6月）		
2016 平成 28		鎌倉市・逗子市との2市1町ごみ処理広域化に関する覚書の締結	
2018 平成 30		燃やすごみ及びし尿等の共同処理開始（可燃⇒逗子、し尿等⇒葉山）	
2019 令和元			
2020 令和2		容器包装プラスチックの事務委託により逗子市で処理開始 2市1町広域化実施計画策定	
2021 令和3	粗大ごみ収集業務委託の開始 スプレー缶・カセットボンベ・ライターの分別収集開始	クリーンセンター再整備工事開始	
2022 令和4		クリーンセンター再整備工事着手	
2023 令和5		逗子市と生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託締結	
2024 令和6	GOMIRUTO の導入	サテライトセンター建設	
2025 令和7	生ごみ分別収集開始（3月）	クリーンセンター再整備工事完了 生ごみ資源化処理施設建設	
2026 令和8		生ごみの事務委託により逗子市の生ごみを葉山町で処理開始（11月）	

(2) ごみと資源物の処理の流れ

本町におけるごみと資源物の処理の流れは、図 3-1-1 に示すとおりです。

図 3-1-1 ごみと資源物の流れ



(3) ごみ量の推移

2014（平成26）年6月から燃やすごみの戸別収集が開始され、ごみの排出方法が変更されました。2015（平成27）年度から2024（令和6）年度までの過去10年間の計画収集量の推移は表 3-1-2 のとおりです。

なお、生ごみ資源化処理施設は2025（令和7）年8月から本格稼働したため、2024（令和6）年度の生ごみ分別収集量は2025（令和7）年3月の1か月分です。

表3-1-2 ごみと資源物量の推移

(単位：トン)

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口（人）		32,408	32,109	31,964	31,858	31,683	31,665	31,667	31,431	31,118	30,708
世帯（世帯）		12,714	12,582	12,647	12,687	12,713	12,932	13,029	13,123	13,086	13,030
燃やすごみ	収集①	3,977	3,922	4,015	3,951	4,098	4,313	4,118	3,995	3,875	3,513
	直接搬入⑥	1,849	1,846	1,844	1,635	1,497	1,195	1,316	1,567	1,475	1,373
	計	5,826	5,768	5,859	5,586	5,595	5,508	5,434	5,562	5,350	4,886
不燃ごみ	収集②	248	105	132	135	133	157	110	69	65	58
	直接搬入⑦	64	87	42	31	69	43	27	5	4	2
	計	312	192	174	166	202	200	137	74	69	60
プラスチックごみ	収集③	223	169	201	196	207	236	202	181	190	200
	直接搬入⑧	86	52	47	33	52	39	32	8	6	6
	計	309	221	248	229	259	275	234	189	196	206
生ごみ	収集④										108
	直接搬入⑨										0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108
粗大ごみ	収集⑤	83	75	83	91	98	118	27	0	0	0
	直接搬入⑩	195	317	271	303	355	280	261	252	248	225
	計	278	392	354	394	453	398	288	252	248	225
資源物	古紙	収集	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		直接搬入	101	63	61	60	62	47	30	5	3
		計	101	63	61	60	62	47	30	5	3
	植木剪定枝	収集	1,052	1,171	1,156	1,096	1,242	1,251	1,078	1,113	996
		直接搬入	737	740	743	701	794	800	689	711	637
		計	1,789	1,911	1,899	1,797	2,036	2,051	1,767	1,824	1,633
	ミックスペーパー	収集/直接搬入	16	15	14	12	13	10	7	1	1
	紙バック	収集/直接搬入	1	1	1	1	1	1	1	1	0
	白トレイ	収集/直接搬入	4	4	3	3	3	3	3	3	3
	ガラスびん	収集/直接搬入	352	315	321	294	304	336	333	305	312
	乾電池	収集/直接搬入	14	11	10	10	11	11	9	10	8
	容器包装プラスチック	収集/直接搬入	568	577	590	580	575	615	604	584	555
	ペットボトル	収集/直接搬入	90	92	92	97	98	100	102	100	97
	廃食油	収集/直接搬入	9	10	10	9	10	13	11	9	8
	ガラス・陶磁器	収集/直接搬入						48	65	62	64
	蛍光管	収集/直接搬入							3	3	2
	古布	収集/直接搬入	37	22	22	23	26	21	16	1	1
	資源物収集合計	2,089	2,180	2,182	2,089	2,243	2,329	2,190	2,191	2,046	2,003
	資源物直接搬入合計	892	841	841	797	896	879	743	719	643	637
	リサイクル法廃家電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生ごみ堆肥										5
	資源物合計（回収量）	2,981	3,021	3,023	2,886	3,139	3,208	2,933	2,910	2,689	2,645
収集量合計（①+②+③+④+⑤）		6,620	6,451	6,613	6,462	6,779	7,153	6,647	6,436	6,176	5,882
直接搬入量合計（⑥+⑦+⑧+⑨+⑩）		3,086	3,143	3,045	2,799	2,869	2,436	2,379	2,551	2,376	2,243
リサイクル法廃家電		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生ごみ堆肥											5
総合計		9,706	9,594	9,658	9,261	9,648	9,589	9,026	8,987	8,552	8,130
ひとりあたり排出量（g/人日）		820.5	818.6	827.8	796.4	834.3	827.4	780.9	783.4	752.9	725.3

※生ごみ収集量108t－生ごみ堆肥5t＝103tは、微生物の活動によって減容化した量です。

※表3-1-2は、行政収集及びクリーンセンターへの直接搬入によるごみ量であり、集団資源回収分は除きます。

表3-1-2における計画収集量を収集と直接搬入の区分ごとに表すと、図3-1-2のとおりとなります。

収集量及び直接搬入量をあわせた総収集量は、ともに2015（平成27）年度から2020（令和2）年度までは横ばいの傾向でしたが、2022（令和4）年度以降は減少傾向にあります。2024（令和6）年度の収集量は5,882トン、直接搬入量は2,243トン、総収集量は8,125トンです。

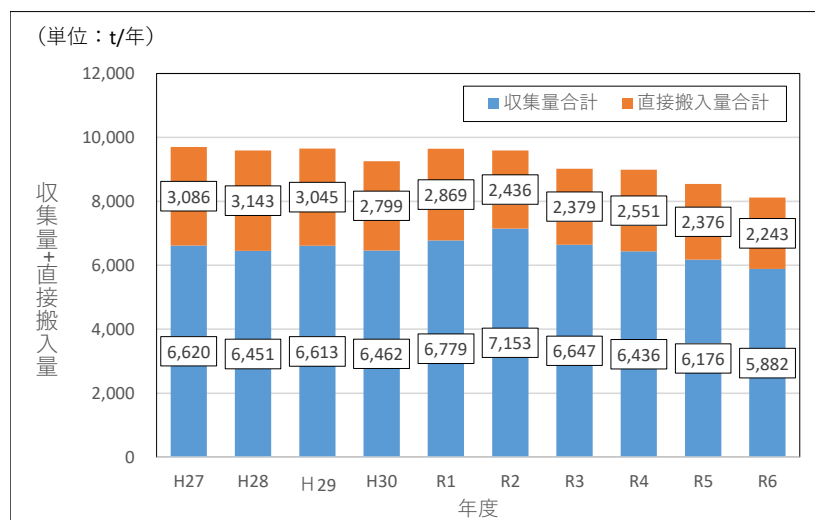


図 3-1-2 収集及び直接搬入量の推移

計画収集量を人口と年間日数で割った1人1日あたりのごみの排出量（以下「原単位」という。）の推移は、図 3-1-3 のとおりです。収集量と同様に2015（平成27）年度から2022（令和4）年度までは概ね横ばいの傾向でしたが、2023（令和5）年度以降は減少傾向を示し、2024（令和6）年度は725グラムとなっています。

なお、計画収集量の定義から、この原単位には集団資源回収量は含まれていません。

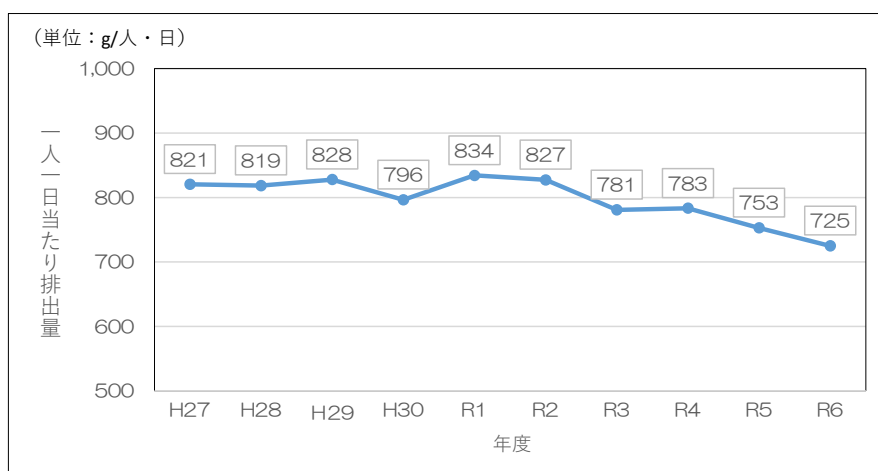


図 3-1-3 1人1日あたり排出量推移

ア. 燃やすごみ

燃やすごみの総収集量は2015（平成27）年度以降は減少傾向にあり、2024（令和6）年度は4,886トンです。燃やすごみの原単位は2015（平成27）年度から2022（令和4）年度までは横ばいの傾向でしたが、2023（令和5）年度以降は減少傾向を示し、2024（令和6）年度は435g/人・日となっています。

なお、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理基本方針」という。）では、「1人1日あたりごみ焼却量：約580g/人・日」と示されています。本町の原単位は、過去10年間

(435～502 g/人・日) いずれの年度においてもこの値を下回り、10年間の平均原単位は479 g/人・日であり、その差は101 g (17%減) と大きく下回っており、本町は町民のごみ減量に対する意識が高い地域と言えます。

一方で、燃やすごみ量は減少傾向ですが、逗子市ごみ焼却処理施設は2034 (令和16) 年度に停止する予定のため、将来的な処理体制の移行に向けて、さらなる燃やすごみの減量化を進めていくことが必要となります。

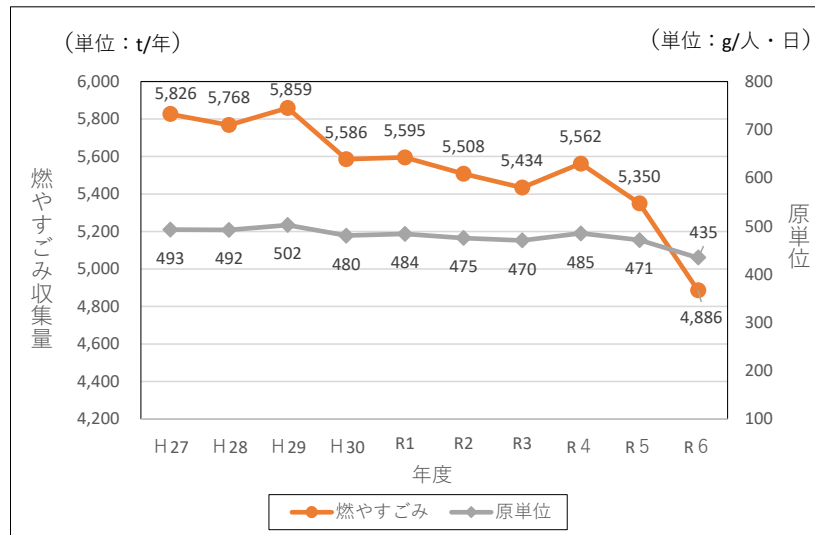


図 3-1-4 燃やすごみ収集量と原単位の推移

イ. 不燃ごみ

不燃ごみの総収集量及び原単位はいずれも2015 (平成27) 年度以降は減少傾向にあり、2024 (令和6) 年度の総収集量は60トン、原単位は5 g/人・日です。

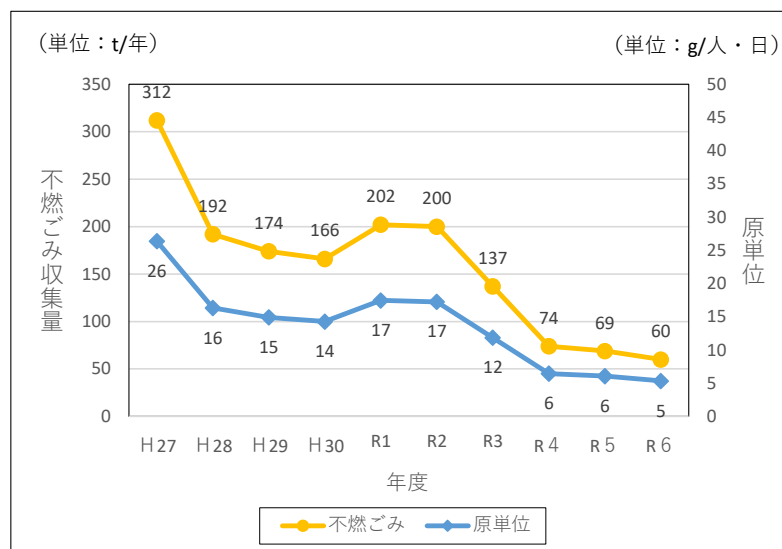


図 3-1-5 不燃ごみ収集量と原単位の推移

ウ. プラスチックごみ

プラスチックごみの総収集量及び原単位はいずれも2015 (平成27) 年度から2021 (令和3) 年度までは増減を繰り返し、2022 (令和4) 年度以降は微増傾向を示してい

ます。2024（令和6）年度の総収集量は206トン、原単位は18g/人・日です。

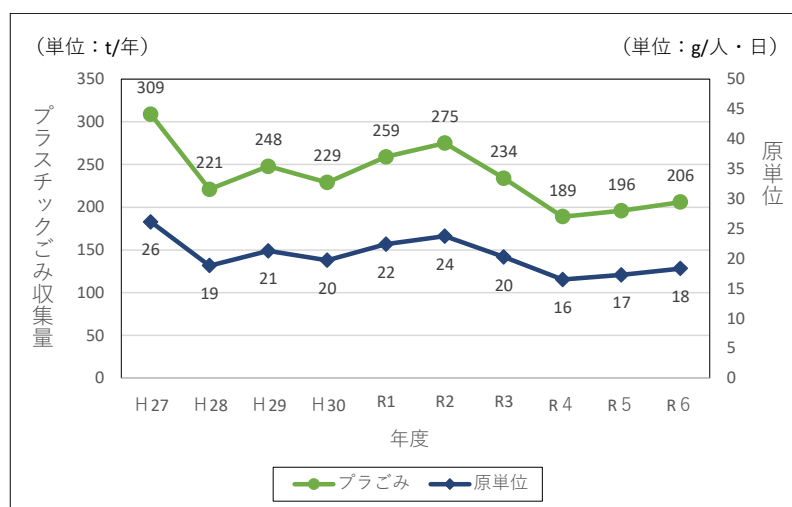


図 3-1-6 プラスチックごみ収集量と原単位の推移

エ. 粗大ごみ

粗大ごみ総収集量及び原単位はいずれも2015（平成27）年度から2019（令和元）年度までは増加傾向を示していますが、2020（令和2）年度以降は減少傾向に転じています。2024（令和6）年度の総収集量は225トン、原単位は20g/人・日です。

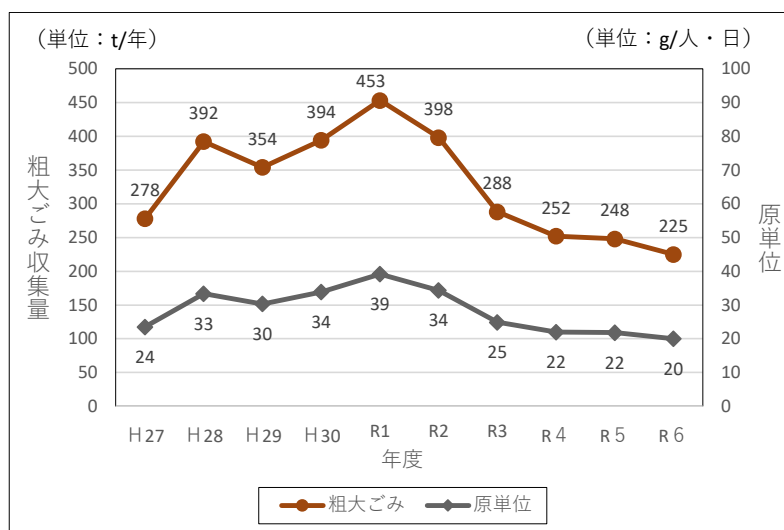


図 3-1-7 粗大ごみ総収集量と原単位の推移

オ. 資源物

資源物の総収集量及び原単位はいずれも2015（平成27）年度から2020（令和2）年度までは微増傾向を示していましたが、2021（令和3）年度以降は減少傾向に転じています。2024（令和6）年度の総収集量は2,645トン、原単位は235g/人・日です。

なお、資源物とは、表3-1-2に示す古紙、植木剪定枝等をいいます。

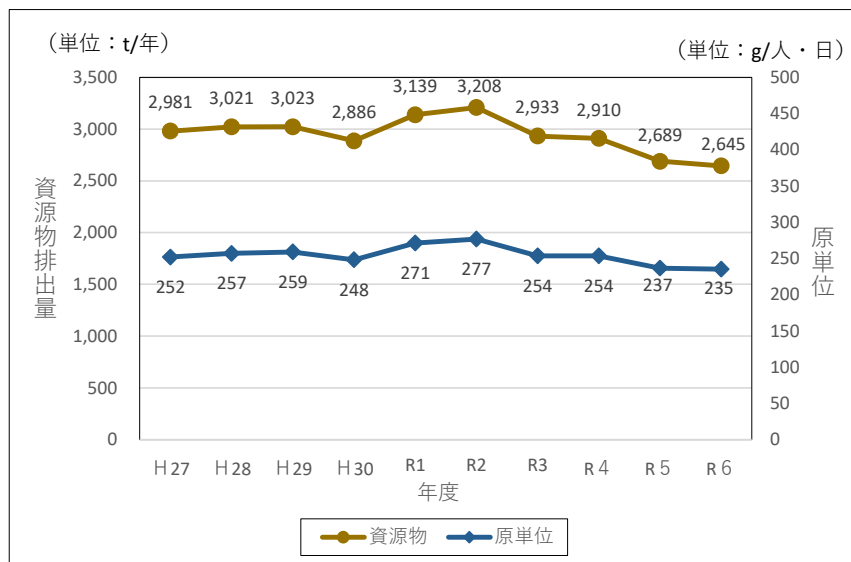


図 3-1-8 資源物総収集量と原単位の推移

力. 家庭系ごみ

資源物を除いた家庭から排出される家庭系ごみ（収集ごみ）は、2020（令和 2）年度まで増加傾向を示していましたが、2021（令和 3）年度以降は減少傾向に転じています。2024（令和 6）年度の家庭系ごみ収集量は 3,879 トン、原単位は 345 g/人・日です。

なお、原単位は「廃棄物処理基本方針」で示されている約 478 g/人・日より、その差は 133 g と大きく下回っており、町民による日ごろのごみ減量・分別努力の成果が現れていると言えます。

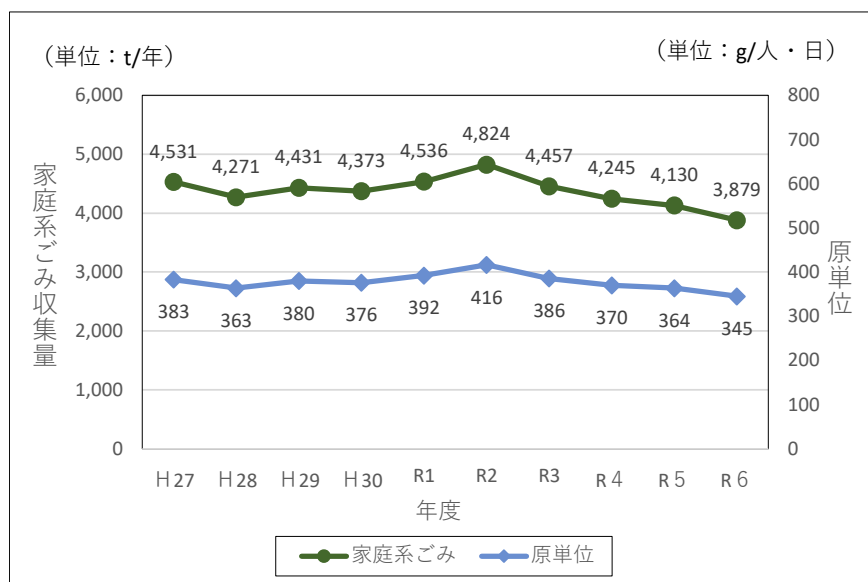


図 3-1-9 家庭系ごみ排出量と原単位の推移

以上から、ごみの種別ごとに見ると、燃やすごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物はいずれも減少傾向にありますが、プラスチックごみは増減を繰り返しています。ただし、プラスチックごみの総収集量は平均して約 237 トン/年と平均総収集量全体に占める割合が 2.6%程度とわずかであるため、町全体における総収集量は減少傾向を示しています。

キ. 事業系ごみ

表 3-1-2 に示す直接搬入燃やすごみ+直接搬入不燃ごみ+直接搬入プラスチックごみ+直接搬入粗大ごみの事業系ごみは増減を繰り返していますが、傾向としては減少にあるといえ、2024（令和 6）年度は 1,606 トンになります。

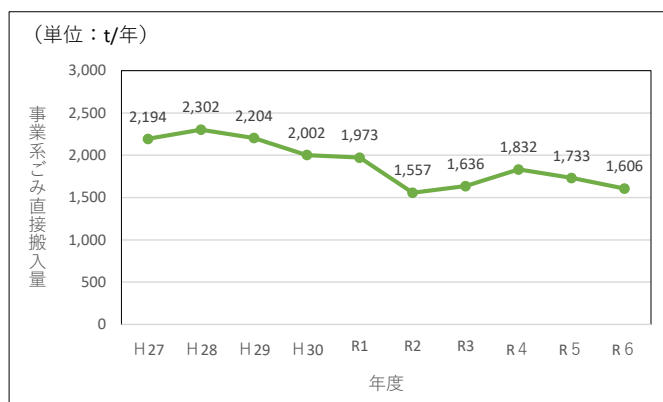


図 3-1-10 事業系ごみ直接搬入量

(4) ごみの性状

本町では、ごみの実態を詳細に把握するため、ごみのサンプルを発生源から無作為に抽出し、ごみ袋の中にどのような種類のごみがどれくらい、どのような状態に入っているのか等のごみの組成調査・分析を行い、減量化、資源化施策を検討するための基礎資料としています。分析結果からは、混入物の分別の強化や代替処理の推進等によって、さらなるごみの減量化、資源化の可能性が示唆されます。

ア. 家庭系燃やすごみ

家庭系の燃やすごみのうち、生ごみが 44.3%（内手つかず食品 4.2%）、紙おむつ等が 8.9%となっています。資源化可能な紙類は 6.3%含まれており、ミックスパーやメモ紙などが多く見られました。なお、組成分析結果から手つかず食品の割合は 4.2%であり、2024（令和 6）年度の家庭系燃やすごみ中の手つかず食品量は約 148 トンになります。この量はコンビニのおにぎり約 145 万 1 千個に相当します。

（調査時期：2024（令和 6）年 10 月、2025（令和 7）年 2 月／抽出量：約 895kg）

* 単独で出された植木剪定枝は除く。

* コンビニおにぎり 1 個あたり 102 グラムで

算定：消費者庁調べ

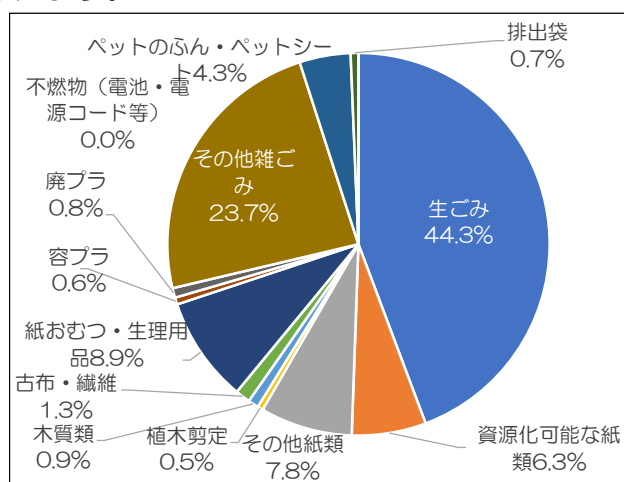


図 3-1-10 家庭系燃やすごみ（湿ベース）

葉山町の家庭で発生した手つかず食品は



コンビニおにぎり

約 145 万 1 千個に相当します

イ. 分別後の家庭系燃やすごみ

2025（令和7）年3月から生ごみの分別収集が開始されたため、家庭系燃やすごみの組成は図3-1-11に示すように大きく変化しました。それまで燃やすごみ中に多くを占めていた生ごみは約1/5に減少し9%となりました。なお、組成別の内訳は、生ごみは直接廃棄（手つかず食品）＋食べ残し＋調理くずA・食品くず・可食部で無いもの＋調理くずB・食品くず・可食部で無いもの、燃やすごみは木質類＋植木剪定枝＋資源可能な紙類＋その他紙類＋古布・繊維＋紙おむつ＋その他衛生ごみ＋容器包装プラスチック＋プラスチックごみ、その他は金属類＋陶磁器類・ガラス類＋その他雑ごみです。（調査年月日：2025（令和7）年6月23日～2026（令和8）年1月23日）

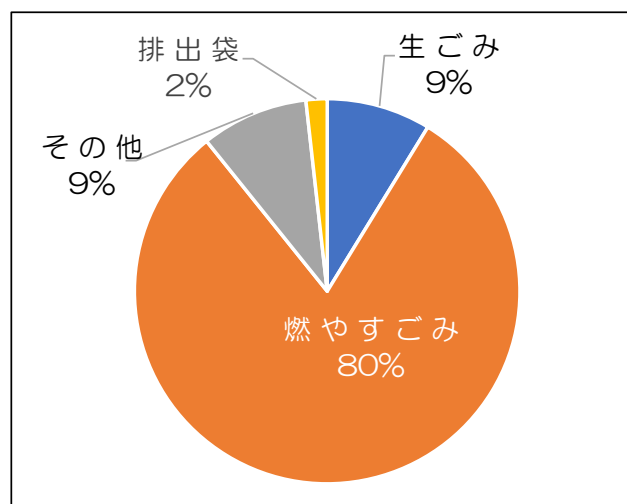


図3-1-11 分別後燃やすごみ（湿ベース）

ウ. 生ごみ

生ごみの組成分析結果は図3-1-12に示すとおり、生ごみが93%と大部分を占めています。分別率（収集生ごみ中生ごみ÷（燃やすごみ中生ごみ＋収集生ごみ中生ごみ））は約90%と高い分別率となっています。この結果から町民の分別意識が高いと言えます。

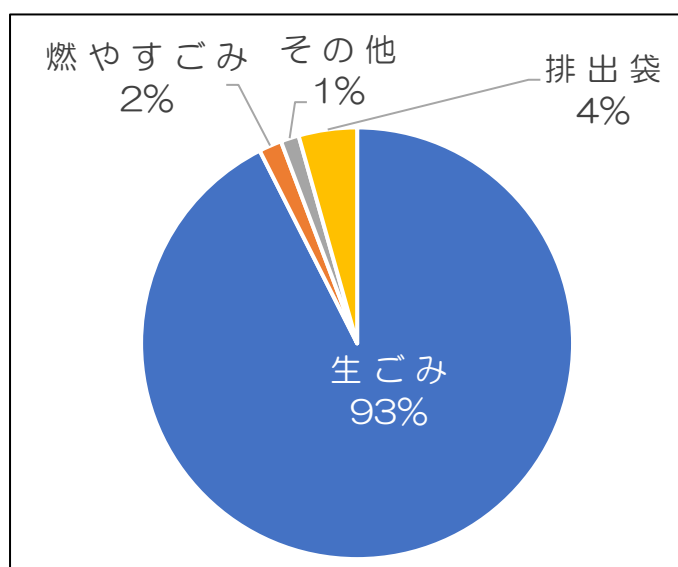


図3-1-12 生ごみ（湿ベース）

エ. 一世帯一日あたり生ごみ量

2024（令和6）年度における一般家庭から収集された燃やすごみと生ごみは3,621トンでしたので、組成分析割合による生ごみの量は約1,604トンとなります。これを一世帯一日あたりに換算すると約300（1,604トン÷14,593（R6年度平均世帯数）÷366日×10⁶）グラムとなります。

お茶碗1杯のご飯の量が約130グラム*とすると、一世帯あたり毎日お茶碗約2.3杯分のご飯を食べずにそのまま捨てている計算となります。

1 世帯 1 日あたり



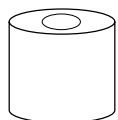
ご飯約 2.3 杯分

*「お茶碗1杯のご飯の量約130グラム」は消費者庁食品ロス対策から引用しています。

オ. 資源化可能な紙ごみ量

組成分析割合による資源化可能な紙は約 221 トン含まれていることになり、トイレットペーパー1 ロールを 150 グラムとした場合、約 1,473,000 ロールに相当します。諸説ありますが、日本人ひとりが1 年間使用するトイレットペーパーを 46 ロールと仮定すると、本町の全町民が約 1 年間に使用するトイレットペーパーに相当する再生可能紙をごみとして焼却されてしまったことになります。

資源化可能な紙（221トン）÷



（トイレットペーパー150g/個）≒1,473,000ロール分

カ. 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物のうち、生ごみが 40.2%、その他の燃やすごみが 34.7%と大きな割合を占めています。資源化可能な紙は 4.3%含まれていました。また、本来、産業廃棄物として処理されるべきプラスチックごみの混入は 1.0%とわずかでした。

（調査時期：2024（令和6）年 3 月／抽出量約 120kg 小売店、飲食店、その他の業種調査の総合）

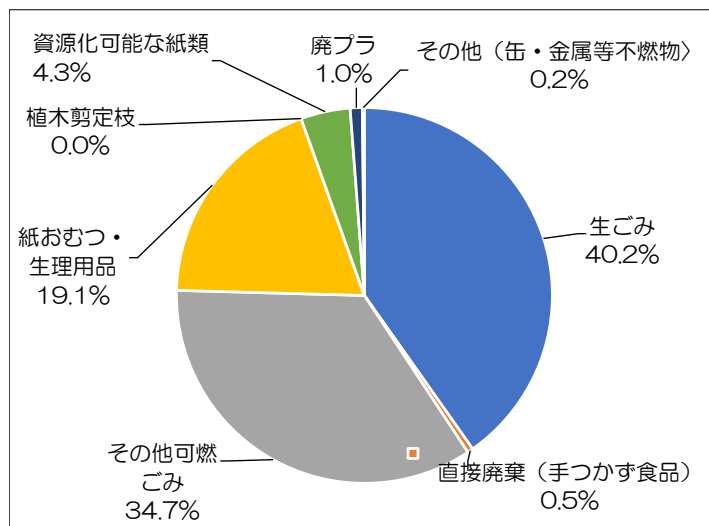


図 3-1-13 2023（令和 5）年度事業系一般廃棄物（湿ベース）

2024（令和6）年度に処理をした事業系一般廃棄物の総量は 1,373 トンでしたので、組成分析比率による直接廃棄を含む生ごみの量は、約 559 トンとなります。そのうち、売れ残りや使いきれず手付かずのまま捨てられていた直接廃棄量は約 7 トンになります。さらに、紙おむつ・生理用品が約 262 トンになります。

葉山町の事業所で発生した手つかず食品は



コンビニおにぎり

約 6 万 9 千個に相当します。

2. 資源化の現状

（1）処理量の推移

本町における焼却、埋立、資源化の過去 10 年間の推移は、表 3-2-1 のとおりです。燃やすごみとプラスチックごみを合わせた焼却ごみ量は、減少傾向にあります。

2024（令和6）年度の焼却量は 5,154 トン、焼却率は 53.2%です。埋立ごみは 2020（令和 2）年度まで増加傾向にありましたが、2021（令和 3）年度以降は減少傾

向に転じており、2024（令和6）年度の埋立量は約20トン、埋立率は0.2%とごくわずかでした。

なお、埋立量20トンは2022（令和4）年度比20%の減少となっており、この減少率は「廃棄物処理基本方針」で示されている2030（令和12）年度の2022（令和4）年度に対する削減目標値である約5%の4倍に達しており、すでに国の目標値を大きく前倒して達成しています。

また、植木剪定枝、ガラスびん類及び集団資源回収などを含めた資源物は、2020（令和2）年度まで増加傾向にありましたが、2021（令和3）年度以降は減少傾向にあり、2024（令和6）年度の資源化量は約4,973トン、資源化率は約51.3%であり、前年度比で1.6%増加となりました。なお、資源化率は県内において鎌倉市（60.2%）に次ぐ第2位と極めて高い水準を維持しています。

表3-2-1 処理量の推移

(単位：トン)

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ	燃やすごみ	6,013	5,988	5,885	5,608	5,637	5,560	5,464	5,562	5,350	4,886
	プラスチックごみ	383	246	357	317	399	379	320	301	287	268
	焼却ごみ計(①)	6,396	6,234	6,242	5,925	6,036	5,939	5,784	5,863	5,637	5,154
	埋立ごみ(②)	115	166	139	137	168	168	62	25	26	20
	生ごみ(③)										108
資源	植木剪定枝	1,789	1,954	1,889	1,797	2,018	2,033	1,750	1,804	1,613	1,615
	生ごみ堆肥										5
	容器包装プラスチック	568	544	562	580	549	576	571	554	555	551
	白色トレイ	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3
	新聞	7	4	6	4	3	3	2	1	1	0
	雑誌	58	32	32	32	35	25	16	2	1	0
	段ボール	36	27	23	24	24	19	12	2	1	0
	紙バック	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
	ミックスペーパー	16	15	14	12	13	10	7	1	1	0
	ペットボトル	87	92	92	97	98	100	102	100	97	100
	ガラスびん	352	315	321	294	304	336	333	305	312	271
	ガラス・陶磁器							48	65	62	64
	アルミ缶	2	2	1	1	5	4	3	2	2	0
	スチール缶	2	2	1	5	0	3	1	0	0	0
	プレス干地	59	45	49	47	66	50	8	0	0	0
	鉄くず	16	27	24	30	27	28	72	69	65	58
	不燃残渣※中間処理後資源化	47	4	1	0	0	0	0	0	0	0
	布団	21	20	20	19	21	21	19	16	13	17
	廃食油	9	10	10	9	10	13	11	9	8	8
	古布	37	22	22	23	26	21	16	1	1	0
	リサイクル家電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他廃家電	70	60	58	66	73	85	65	45	45	44
	木くず			134	141	154	137	126	107	95	102
	資源化量小計(④)	3,181	3,180	3,263	3,185	3,430	3,468	3,166	3,087	2,876	2,838
その他(乾電池・蛍光管)(⑤)		14	14	14	14	14	14	14	12	13	10
合計(ト) (⑥=①～⑤+※)		9,706	9,594	9,658	9,261	9,648	9,589	9,026	8,987	8,552	8,130
資源	集団資源回収量(⑦)	1,879	1,818	1,799	1,753	1,806	1,822	1,726	1,648	1,620	1,561
	焼却残渣※資源化量(⑧)	0	0	0	535	531	543	535	529	545	564
資源化量(⑨=④+⑤+⑦+⑧)		5,074	5,012	5,076	5,487	5,781	5,847	5,441	5,276	5,054	4,973
総排出量(⑩=⑥+⑦)		11,585	11,412	11,457	11,014	11,454	11,411	10,752	10,635	10,172	9,691
焼却率(①/⑩)		55.2%	54.6%	54.5%	53.8%	52.7%	52.0%	53.8%	55.1%	55.4%	53.2%
資源化率(⑨/⑩)		43.8%	43.9%	44.3%	49.8%	50.5%	51.2%	50.6%	49.6%	49.7%	51.3%

※生ごみ収集量108t－生ごみ堆肥5t＝103tは、微生物の活動によって減容化した量です。

※「その他」は、神奈川県との区分によります。

※燃やすごみ焼却後に発生する焼却灰を熔融固化等により資源化しているため、焼却率と資源化率の合計が100%を超えています。

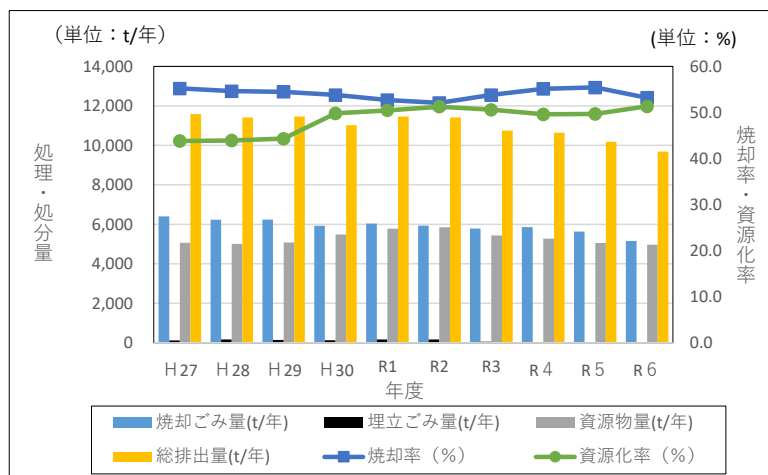


図 3-2-1 処理量の推移

(2) 集団資源回収の現状

2014(平成26)年6月の戸別収集導入とあわせ、紙類、金属類、布類については、これまでの行政による収集を廃止し、町内会・自治会を単位として自主回収に取り組む集団資源回収へ全町移行しました。本町は集団資源回収を維持するため、各種協力や調整を行うとともに、回収実績に応じ町内会・自治会へ奨励金を交付しています。

集団資源回収量は2021(令和3)年度(1,726トン)以降は減少傾向にあり、2024(令和6)年度は1,561トンとなりました。この10年間で318トン減少し、減少率は約17%となっています。

○実施団体数: 28 団体(全町内会・自治会)

○対象品目: アルミ缶・スチール缶・金属製調理器具・その他金属・紙パック・ミックスペーパー・新聞・雑誌・ダンボール・古布・衣類

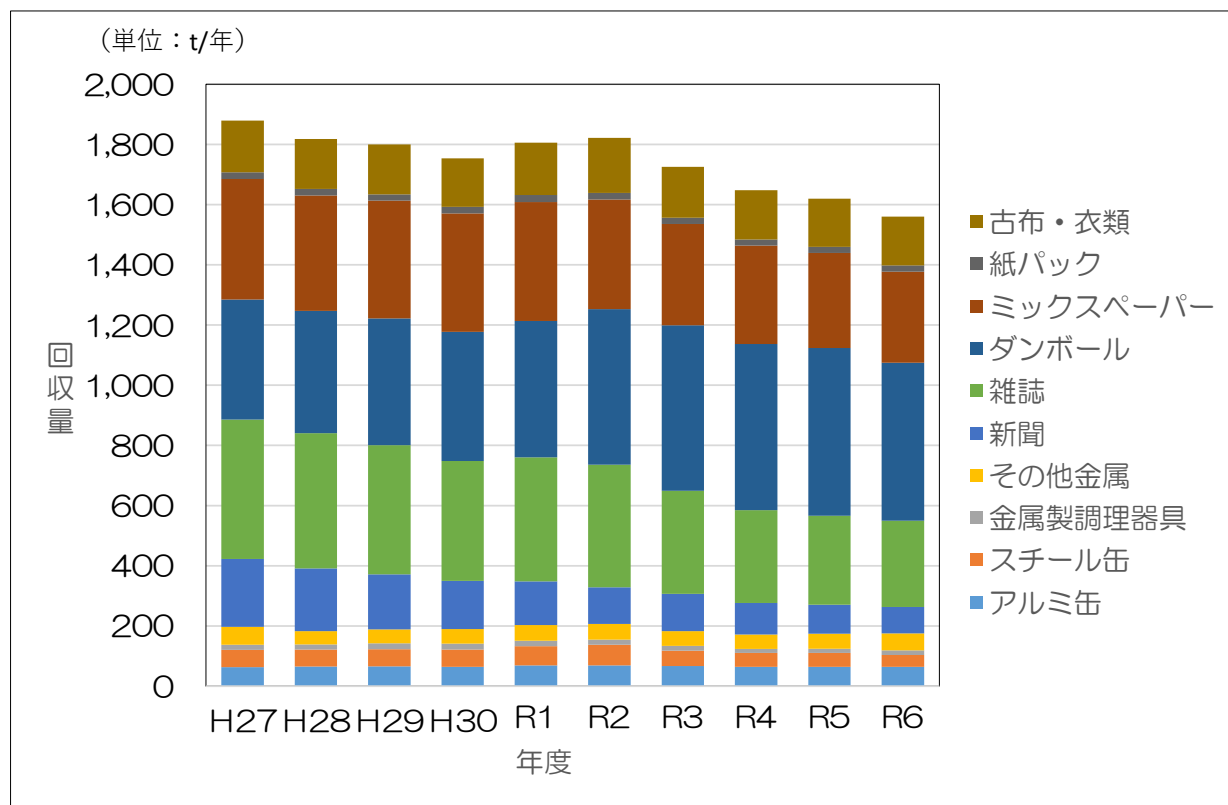


図 3-2-2 集団資源回収量の推移

（3）生ごみ自家処理の普及

生ごみ分別収集の徹底に加え、家庭における生ごみ自家処理による一層の減量化を図るため、生ごみ処理機等の普及を強力に推進しています。1990（平成 2）年度から 2008（平成 20）年度まで実施したコンポスターの無償貸与制度を土台とし、1999（平成 11）年度からは電動生ごみ処理機等の購入補助を開始、2009（平成 21）年度には、対象機種を増やした割引販売を開始し、手動式生ごみ自家処理容器の 200 世帯モニター事業、公募によるモデル地区での集中的な普及など重層的な取組により、使いやすい生ごみ処理機等の普及に努めてきました。特に町民の考案によるバクテリア de キエーロ、ベランダ de キエーロは商品化され、現在では町外にも使用者が広がっています。また、利用者に対しては適切に継続して利用できるよう、自宅訪問等によるアフターフォローも実施しています。



バクテリア de キエーロ

1990（平成 2）年から 2024（令和 6）年度までの総普及台数は 8,273 台であり、そのうち、地上式コンポスターが 3,162 台（全体に占める割合：約 38%）と最も多く、次にベランダ de キエーロの 1,242 台（同約 15%）、この 2 機種で全体の 50%強を占めています。2008（平成 20）年度以降の各種処理機の合計普及台数は表 3-2-2 及び図 3-2-3 に示すとおりであり、2009（平成 21）年度をピーク（910 台）に以降は減少傾向を示していましたが、2024（令和 6）年度には 437 台となり対前年度約 300 台増加しました。なお、2009（平成 21）年度は割引販売等により普及台数が最も多くなっています。また、2024（令和 6）年度の増加要因は、2025（令和 7）年 3 月から生ごみ分別の開始により燃やすごみの収集回数が週 1 回になること、電動生ごみ処理機購入補助金（本体価格×2/3、限度額 30,000 円）の効果によるものと考えられます。2025（令和 7）年 8 月から生ごみ資源化処理施設が本格稼働しましたが、施設への負荷軽減等によるランニングコストの低減等に結びつけるため、生ごみ処理機の普及を継続して実施する計画です。そのために生ごみ処理機の有効性等を広報葉山、町ホームページ、ライン等により周知するとともに、引き続き電話相談、自宅訪問等によるフォローアップを実施していきます。

表 3-2-2 各種生ごみ処理機等の普及台数

年度 機種	地上式コン ポスター	埋込式コンポ スター	EMバケツ	バクテリアde キエーロ	キエーロスリ ム	ペランダdeキ エーロ	ペランダミニ	手動式生ごみ 処理機	電動生ごみ処理 機	計
H2～19	2,354	725	0	0	-	0	-	0	402	3,481
H20	101	0	0	0	-	0	-	0	24	125
H21	133	62	153	169	-	0	-	353	40	910
H22	52	42	41	131	-	55	-	49	27	397
H23	55	21	24.5	118	-	229	-	21	16	484.5
H24	43	9.5	24	79	-	196	-	5	12	368.5
H25	47	8	16	47	-	163	-	2	14	297
H26	65	9.5	22	53	-	153	-	3	16	321.5
H27	33	1.5	13.5	26	-	96	-	2	9	181
H28	14	6.5	14.5	26	-	40	-	2	9	112
H29	148	3	10.5	42	-	121	-	0	6	330.5
H30	22	0	9.5	15	18	19	21	2	7	113.5
R1	17	4	2	17	18	30	24	3	10	125
R2	24	1.5	4	27	24	39	28	0	36	183.5
R3	15	2	7.5	28	30	29	28	0	30	169.5
R4	13	0	4	14	6	19	18	0	32	106
R5	8	2	5	16	11	21	14	0	53	130
R6	18	2	38	33	27	32	33	0	254	437
計	3,162	899.5	389	841	134	1,242	166	442	997	8,273
R7(参考)	7	1	7	15	11	23	22	0	131	217

※埋込式コンポスター、EMバケツは2個1セットを1つとカウント（1個購入する人は0.5表記）しています。

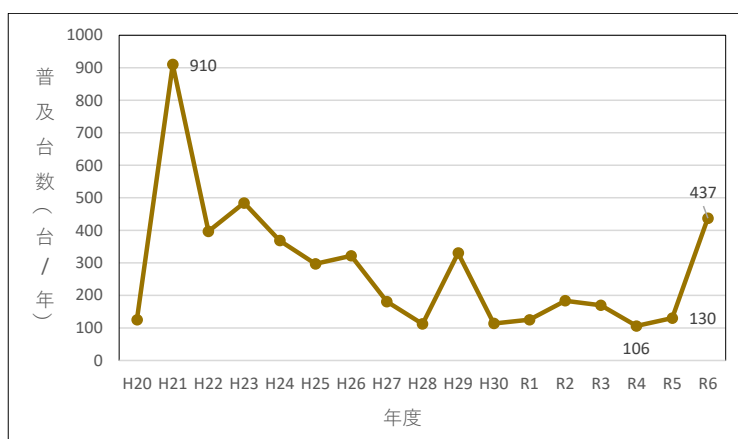


図 3-2-3 各種生ごみ処理機合計普及台数

なお、2025（令和 7）年度の各種生ごみ処理機等による生ごみ処理推計量は、各生ごみ処理機等が定格処理できた場合、年間約 107t となり、生ごみ総排出量の約 8%に相当しますが、2025（令和 7）年度以前の生ごみ処理機等の一部が稼働していると考えると 10%を上回ると予想されます。

（4）再使用（リユース）の促進

ア．葉山リサイクル

リユース促進の一環として、不用品交換による再使用の促進を目的とするリサイクル掲示板「葉山リサイクル」を設置しています。2008（平成 20）年度にオンライン化を行い、本町ホームページから利用できるようにしました。8 年間の平均成立率は約 64%と

高くなっており、リユースの取組が活発に行われていることがうかがえます。

表 3-2-4 リサイクル掲示板の利用推移

(単位：件)

年度	ゆずります		ゆずってください		計		
	掲載	成立	掲載	成立	掲載	成立	成立率
H29	194	139	33	11	227	150	66.1%
H30	260	183	36	10	296	193	65.2%
R1	202	139	25	6	227	145	63.9%
R2	204	141	27	1	231	142	61.5%
R3	250	172	20	7	270	179	66.3%
R4	180	114	14	3	194	117	60.3%
R5	164	87	14	2	178	89	50.0%
R6	147	95	26	6	173	101	58.4%
平 均							64.1%

イ. くるくる市（リユース市）

くるくる市は、環境省の「2013（平成 25）年度市町村における使用済製品リユースモデル事業」としてスタートし、衣類や生活雑貨等を無料で持ち込み、必要なものを無料で持ち帰ることができるリユース体験イベントとして、町民ボランティアと協働で実施していました。これまでの町民リユースの実績は、表 3-2-5、表 3-2-6 及び写真 3-2-1 に示すとおりです。

2023（令和 5）年度以降は名称を「くるくる市」から「リユース市」に変更して実施しています。会場におけるリユース率は平均 77%と高いですが、くるくる市同様リユースされずに残った製品（約 23%）については、民間リユース事業者の協力を得てリユースへとつなげています。

表 3-2-5 くるくる市町民リユース実績

(単位：kg)

	衣類	本・CD・DVD	靴・バッグ	おもちゃ等	食器・日用品	合計
平成25年度（3回）	750	355	119	86.4	1,189	2,499.4
平成26年度（2回）	856.8	246	96.8	141.9	870.6	2,212.1
平成27年度（2回）	946.7	313.9	92.2	176.0	1,097.4	2,626.2
平成28年度（2回）	1,357.2	291.5	194.6	178.5	1,402.3	3,424.1
平成29年度（2回）	1,700.1	269.3	231.3	227.5	1,126.2	3,554.4
平成30年度（2回）	1,502.2	332.1	213.4	227.5	1,525.2	3,800.4
令和元年度（1回）	913.7	169.2	117.3	98.6	666.6	1,965.4
令和2年度（中止）	-	-	-	-	-	-
令和3年度（中止）	-	-	-	-	-	-

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度（2回）から令和3年度にかけては中止。

表 3-2-6 リユース市

(単位：kg)

リユース市	出店物量	出店物残量	リユース量	リユース率
令和5年度（第1回）	791	255	536	68%
令和5年度（第2回）	962	90	872	91%
令和6年度（第1回）	1,241	371	870	70%
令和6年度（第2回）	751	126	625	83%
令和7年度（第1回）	944	247	697	74%
令和7年度（第2回）	970	230	740	76%
合 計	5,659	1,319	4,340	77%

写真 3-2-1 リユース市開催状況

開始前
(町民が持ち込んだ出品物)

開催中

終了後
(残った出品物)

ウ. おさがりめぐるん BOX

本町では、不用になったペット用品のリサイクルを進めるため、2025（令和7）年11月から「おさがりめぐるん BOX」を環境部環境課に常設し、持ち込まれたペット用品を環境フェス等で展示、必要な方に譲渡しました。譲渡率（持ち帰り数÷持ち込み数）は約56%です。

なお、本事業は持ち込める人を町内在住者のみに限る一方、持ち帰れる人は町内・町外を問いません。利用結果は表3-2-7、展示状況は写真3-2-2に示すとおりです。

表 3-2-7 おさがりめぐるん BOX の利用結果

単位：件

項 目	洋服・レインコート	首輪・ハーネス・リード	おもちゃ	ブラシ・お手入れグッズ	消耗品（シート・おむつ）	食器	ケージ類	トイレ類	その他	合計
持ち込み	172	106	31	15	89	13	33	16	45	520
持ち帰り	89	46	29	5	56	5	13	7	39	289
残	83	60	2	10	33	8	20	9	6	231

写真 3-2-2 おさがりめぐるん BOX 展示状況



エ. リユース BOX（PASSTO パスト）

本町は、新品だけどほとんど着ていない、使っていないけどもう着ない、もう使わないという捨てるにはもったいない衣類や雑貨を回収するリユース BOX（PASSTO パスト）を設置して令和 8 年 4 月 1 日から回収を開始しました。BOX の設置場所は町役場 1 階入口（写真 3-2-3 参照）、受付時間は開庁時間となります。



写真 3-2-3 協定締結している株式会社 ECOMMIT のリユース品回収 BOX
（出典：町 HP）

回収の可否品目は次のとおりとなります。

①回収可能品目

- ・投入口に入るもの
- ・次の人が使えるもの

<一例>

★衣類（トップス、ボトムス、ジャケット、コート）

★ファッション雑貨・ホビー（バッグ、キャップ、ベルト、ミニカー、プラレール、ぬいぐるみ、フィギュア）

②回収不可品目

- ・投入口に入らないもの
- ・汚れているもの
- ・壊れているもの

<一例>

★衣類（靴下、下着、水着、着物、制服、体操着）

★ファッション雑貨・ホビー（パーツが足りないもの、香水、靴、スリッパ、上履き、ジュエリー類）

PASSTO 回収の流れは、配送業者が回収して株式会社 ECOMMIT に搬入し、同社が国内・国外の必要な方へ届ける仕組みとなっています。これによる再資源化率は 98%超となります。

以上のように、本町では、町民の協力を得て再使用に積極的に取り組みごみの減量化・資源化の促進を図っています。

3. ごみ減量化施策の現状

(1) はやまエシカルアクション

はやまエシカルアクション（自然環境・人や社会・地域を思いやった行動）は、本町がSDGs 達成のために町民や事業者と連携・協働して推進している「はやまクリーンプログラム」の一環で、2022（令和4）年6月から産官民連携で推進しているプロジェクトです。2025（令和7）年10月現在における賛同登録者数は個人で726人、事業者・団体で197者となっています。一方、「第五次葉山町総合計画」では目標値（2028（令和10）年度）として個人2,000人、事業者・団体500者が示されていますので、この目標達成に向けてエシカルアクションによる効果等の情報を積極的に発信します。

なお、事業者によるアクションの一例として、破棄されていた町内の夏みかんを回収して飲食店へ提供する取組、プラスチックごみ削減としてマイカップ・マイタンブラーの利用でドリンクを割引する取組等があります。

表 3-3-1 はやまエシカルアクション賛同者内訳

賛同者	現状値*1 (2025（令和7）年10月4日現在)	目標値*2 (2028（令和10）年度)
個人	726人	2,000人
事業者・団体	197者	500者

*1：本町ホームページ *2：第五次葉山町総合計画

(2) ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」

本町はデジタル技術の活用（DX）の時代に即した無料のごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」を2025（令和7）年6月から開始しました。これにより町民はスマートフォンやタブレットでごみの分別方法やお住まいの地区の収集日などの情報を簡単に確認できるようになりました。

このアプリの主な機能は次の5つであり、その機能と得られる情報は表 3-3-2 に示すとおりです。

表 3-3-2 ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」の機能と得られる情報

機 能	得られる情報
①収集カレンダー	お住まいの地域を設定すると収集日が確認できます
②ごみと資源物の分け方・出し方	2025（令和7）年3月1日からの保存版冊子「ごみと資源物の分け方・出し方」が確認できます
③分別検索	ごみ・資源物の品名から排出方法を検索できます

④町からのお知らせ	積雪時など収集に関する町からの情報をお知らせします
⑤ごみ出し日通知	設定するとごみ出し日が通知されます

期待される効果	①処理処分コストの低減 ②ごみ減量化意識のさらなる醸成 ③不適物及び不適切排出の防止 ④不法投棄の防止 等
---------	--

（３）ごみと資源物の収集カレンダー

ごみと資源物の収集カレンダーは、各町内会・自治会の皆様から意見等をいただき、協働により作成しました。令和7年3月から、生ごみ分別収集の開始に合わせて、これまでのモノクロからカラーへ変更し、誰もが見やすく、分かりやすいものになりました。

4. ごみ処理フロー

表 3-1-2 ごみと資源物量の推移と表 3-2-1 処理量の推移をもとにした本町の 2024（令和6）年度のごみ処理フローは、図 3-4-1 に示すとおりです。

ごみ総排出量は 9,691 トンであり、その内訳は集団資源回収量 1,561 トン（総排出量に占める割合約 16%）、計画処理量（＝ごみ総処理量）8,130 トン（同約 84%）です。計画処理量のうち、直接資源化量は 8 トン（計画処理量に占める割合約 0.1%）、中間処理量は 8,122 トン（同約 99.9%）、直接最終処分量は 0 トンとなっています。中間処理後に発生する焼却残渣等の処理残渣量は 3,459 トンであり、このうち溶融スラグ等として路盤材等に有効利用される処理後の再生利用量は 3,404 トン、処理後の最終処分量は 55 トンです。これにより、総資源化量は 4,973 トンとなり、資源化率（総資源化量÷ごみ総排出量）約 51.3%を達成しています。また、最終処分量は 55 トンであり、最終処分率（最終処分量÷ごみ総排出量）約 0.6%となっています。これらの実績は、「廃棄物処理基本方針」で示されている国の資源化率の約 2 倍、最終処分量の削減率は国の目標を約 4.5 倍上回る優れた実績となっています。

表 3-4-1 資源化率及び最終処分量の状況

項 目	廃棄物処理基本方針	2024（令和6）年度本町実績
資源化率（％）	約 26％	約 51.3％
最終処分量削減率（％）	2022（令和4）年度に対し約 5％削減	22.5％（（71 t -55 t）÷ 71 t × 100（2022（令和4）年度 71 t））

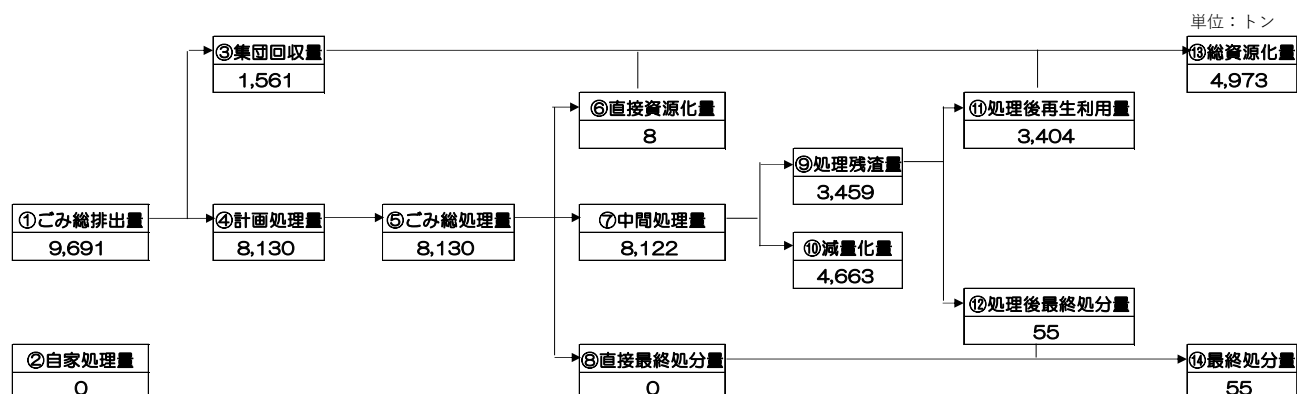


図 3-4-1 令和6年度本町ごみ処理フロー

5. 一般廃棄物処理システム比較分析

環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて本町の人口（約 30,000 人）規模と同程度の類似自治体（人口 20,000 人～40,000 人と設定）との比較分析を行った結果は、表 3-5-1 及び図 3-5-1 に示すとおりです。

類似自治体の平均値に対する本町の割合は、人口一人一日あたりのごみ総排出量は 1.01 と概ね同じですが、資源回収率は平均値の 2.75 倍と極めて高くなっています。一方、ごみ処理費用については、人口一人あたり年間処理経費が 1.57 倍、最終処分減量に要する費用は 1.56 倍と大きくなっています。これらの処理経費は、循環型社会の構築や「ゼロ・ウェイスト」の達成に向けた各種施策により、類似自治体の平均値を上回っています。

表 3-5-1 葉山町と類似自治体との比較

指 標	①町実績値	②類似町村 実績値平均	①/②
人口一人一日あたりごみ総排出量（kg/人・日）	0.84	0.829	1.01
廃棄物からの資源回収率（RDF/セメント原料化等 除く（t/t））	0.508	0.185	2.75
廃棄物のうち最終処分される割合（t/t）	0.006	0.066	0.09
人口一人あたり年間処理経費（円/人・年）	24,428	15,517	1.57
最終処分減量に要する費用（円/t）	80,041	51,373	1.56

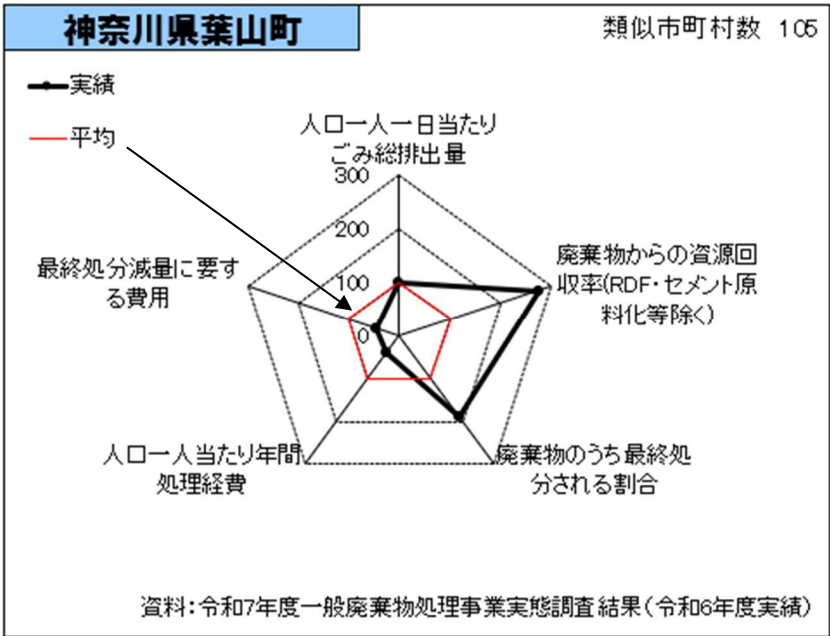


図 3-5-1 葉山町と類似自治体との比較

注) 図の見方

レーダーチャートは、数値が大きいほど良好な状態を示すように作成しています。例えば、人口一人一日あたりのごみ総排出量が小さいほど良好な状態ですので、レーダーチャートの値は大きく表示されます。

6. 国及び県の計画等指標との比較

2024（令和6）年度における国及び県の計画等の指標との比較結果は、表 3-6-1 に示すとおりです。本町は、「循環型社会形成推進基本計画」、「廃棄物処理基本方針」及び「神奈川県循環型社会づくり計画」に掲げる指標のうち、生活系ごみ1人1日あたりの排出量を除く全ての項目で目標値を達成しています。なお、食品ロスの削減については、本町における基準年度のデータがないため、現時点では評価対象外となっています。また、神奈川県が掲げる生活系ごみ1人1日あたりの排出量の目標値 608 g / 人・日以下を達成している自治体は県内 33 市町村中 13 市町³（全体の約 40%）であり、多くの自治体でこの目標値を上回っています。なお、2024（令和6）年度の神奈川県全体の平均値は 571 g / 人・日となっています。

表 3-6-1 国及び県の計画等指標の実績値と達成状況

計画等	項目	2030（令和12） 年度目標値	2024（令和6） 年度本町実績値	達成 状況
循環型社会形成 推進基本計画 （2024（令和6）年8月）	廃棄物の出口側の 循環利用率（※1）	44%	約 51.3%	○
	1人1日あたりごみ焼却 量	約 580 g	約 436 g	○

³ 一般廃棄物処理実態調査結果 令和8年3月 令和6年度調査結果 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

廃棄物処理基本方針(2025(令和7)年2月)	1人1日あたりごみ焼却量	約580g	約436g	○
	一般廃棄物の排出量	2022(令和4)年度比 約9%削減(8,987トン)	2022(令和4)年度比 9.5%削減(8,130トン)	○
	一般廃棄物の出口側の循環利用率(※1)	約26%	約51.3%	○
	1人1日あたり家庭系ごみ排出量(※2)	約478g/人・日	約345g/人・日	○
	一般廃棄物の最終処分量	2022(令和4)年度比 約5%削減(71トン)	2022(令和4)年度比 22.5%削減(55トン)	○
食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(2025(令和7)年3月)	家庭系食品ロス量(※3)	2000(平成12)年度比 50%削減の早期達成	2019(令和元)年度比 22.3%削減	—
	事業系食品ロス量(※3)	2000(平成12)年度比 60%削減	2020(令和2)年度に対する2024(令和5)年度比 17.4%削減	—
	食品ロス問題に取り組む消費者の割合	80%	2.7%(※4)	—
神奈川県食品ロス削減推進計画(2026(令和8)年3月改訂)	家庭系食品ロス量(※3)	2000(平成12)年度比 50%削減	2019(令和元)年度比 22.3%削減	—
	事業系食品ロス量(※3)	2000(平成12)年度比 65%削減	2020(令和2)年度に対する2024(令和5)年度比 17.4%削減	—
神奈川県循環型社会づくり計画(2024(令和6)年3月改訂)	生活系ごみ1人1日あたりの排出量(※3)	608g/人・日	約662g/人・日	×
	一般廃棄物の再生利用率(※1)	28.0%	約51.3%	○

—：比較対象年度が基準年度と相違するため評価不能

※1 廃棄物又は一般廃棄物発生量のうち循環利用量(再使用・再生利用量)の占める割合。

※2 家庭系ごみは、資源ごみを除いた家庭から出るごみ(収集燃やすごみ+収集不燃ごみ+収集プラスチックごみ+収集粗大ごみ)。

※3 生活系ごみは、生活する過程で発生する廃棄物(「廃棄物処理基本方針」における家庭系ごみとは異なり、資源物を含みます。収集・直搬燃やすごみ+同不燃ごみ+同プラスチックごみ+同生ごみ+同粗大ごみ+資源物)。

※4 $726 \text{人(エシカル個人賛同者)} \div 27,025 \text{人(2025(令和7)年3月1日現在18歳以上の人口)}$ 。エシカル個人賛同者は食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者と仮定したため、評価不能扱いとします。

7. 収集・運搬及び施設の現状

(1) 収集・運搬の現状

本町が実施するごみの収集・運搬の現状は、表 3-7-1 に示すとおりです。また、資源ステーションまでごみを運ぶのが困難な高齢者世帯などを対象に、戸別に訪問してごみを回収する「ふれあい収集」を福祉施策として実施しています。

粗大ごみについては、これまで作業員の手作業により収集・解体・選別を実施してきましたが、業務の効率化や処理能力の観点から、2021（令和3）年8月から収集・運搬業務を民間事業者に委託しました。

表 3-7-1 収集・運搬の現状

分別区分		主体	収集方法	ステーション数 (箇所)	収集頻度 (回)	収集車両	排出方法
家庭系ごみ	生ごみ	直営 委託	戸別	—	週 2	パッカー車	透明・半透明の袋
	燃やすごみ	直営 委託	戸別	—	週 1	パッカー車	透明・半透明の袋
	容器包装プラスチック	直営 委託	戸別	—	週 1	パッカー車	透明・半透明の袋
	プラスチックごみ	直営	戸別	—	月 1	パッカー車	透明・半透明の袋
	粗大ごみ	委託	戸別/直接搬入	—	随時申込/搬入	平ボディ車	—
	透明びん	委託	ステーション	約 500	月 2	平ボディ車	コンテナに入れる
	茶色びん	委託	ステーション	約 500	月 2	平ボディ車	コンテナに入れる
	その他の色のびん	委託	ステーション	約 500	月 2	平ボディ車	コンテナに入れる
	白色トレイ	委託	ステーション	約 500	月 2	平ボディ車	コンテナに入れる
	ペットボトル	委託	ステーション	約 500	月 2	パッカー車	コンテナに入れる
	廃食油	委託	ステーション	約 500	月 2	平ボディ車	フタ付き容器に入れる
	埋立ごみ	委託	ステーション	約 500	月 1	平ボディ車	コンテナに入れる
	小型電気製品	委託	ステーション	約 500	月 1	平ボディ車	コンテナに入れる
	蛍光管・電球	委託	ステーション	約 500	月 1	平ボディ車	コンテナに入れる
	乾電池	委託	ステーション	約 500	月 1	平ボディ車	コンテナに入れる
	草木類	直営	ステーション	約 500	週 1	パッカー車	透明・半透明の袋
事業系一般廃棄物		事業者による自己搬入 または一般廃棄物収集運搬許可業者への自主委託					手数料 25 円/kg

※集団資源回収による品目は除きます。

(2) GOMIRUTO の導入

2024（令和6）年4月から新しい収集体制の構築や住民サービス向上を目的として、事業者とともに開発した「GOMIRUTO」を収集業務に導入しました。このシステムの導入により表 3-7-2 に示す課題を解決することができ、収集業務の効率化と住民サービス

の向上につなげることができました。

表 3-7-2 GOMIRUTO 導入による効果

従前の課題	課題解決内容
事務職員が収集員のリアルタイムの動きを細かく把握できない。	事務職員はモニター画面で収集員のリアルタイムの動きを確認できるようになり収集員に容易に指示・確認等ができるようになった。 (収集業務に係る時間延べ 900 分/週削減：収集業務の効率化)
町民から収集時刻の確認や収集漏れの報告を受けた際、事務職員が紙の地図上で場所を特定して作業中の収集員へ電話で連絡していたが、収集中はすぐに出られず町民への返答に時間がかかっていた。	何時にどこを通ったのかを収集員の感覚ではなくデータ化された客観的な数値で答えることにより効率化と住民サービスの向上につながった(対応時間 30%/件削減：住民サービスの向上)。

(3) 葉山町クリーンセンター

かつての葉山町クリーンセンターは、ごみ焼却処理施設、不燃物処理施設、し尿焼却処理施設及び事務所棟で構成され、その他容器包装プラスチック、びん類、プラスチックごみ、植木剪定枝等のストックヤードが配置されていました。また、し尿焼却処理施設については、し尿等の公共下水道への投入処理を 2014（平成 26）年度から開始したことにより休止し、ごみ焼却処理施設は老朽化及び放流水から基準値を超えるダイオキシン類が検出されたことにより、2010（平成 22）年度に停止しました。その後、民間委託により焼却処理を行っていましたが、2018（平成 30）年度から地方自治法上の事務委託により逗子市のごみ焼却処理施設で処理しています。また、不燃物処理施設については、2014（平成 26）年度から集団資源回収により金属類等の処理量が大幅に削減されました。また、施設の老朽化に伴い新たな更新は行わず同施設で作業員が手作業により解体等を行っていた粗大ごみについては、サービスの向上や業務改善を図ること等を目的に 2021（令和 3）年度から民間委託に移行しています。

このように逗子市と本町との共同処理、各ストックヤード等の効率的な配置等を見直す背景から、2020（令和 2）年 8 月に策定した「2市1町実施計画」等に基づき、本町と逗子市との共同処理施設として本町の既設施設を全て解体撤去し、事業区域全体の造成、生ごみ資源化処理施設及びサテライトセンター（燃やすごみ中継施設）等の新施設建設等を行うクリーンセンター再整備工事（以下「再整備工事」という。）を 2021（令和 3）年度から 2025（令和 7）年 7 月にかけて実施しました。葉山町クリーンセンターの概要は次のとおりです。

- ア. 都市計画決定区域面積 約 13,550 m²
- イ. 事業実施区域面積 約 6,550 m²
- ウ. 施設概要

(ア) 生ごみ資源化処理施設

葉山町及び逗子市の一般家庭から排出される生ごみを微生物による好気性発酵により堆肥化する施設です。

処理方式 堆肥化方式

処理能力 10 t/日

(イ) サテライトセンター

サテライトセンターは収集した燃やすごみ及び直接搬入された燃やすごみをコンテナに投入し、逗子市ごみ焼却処理施設等へ効率的に搬出する廃棄物運搬中継施設です。

処理方式 ダンピング方式

処理能力 19 t/日

(ウ) スtockヤード

プラスチックストックヤード、植木剪定枝等各種ストックヤードの概要は表 3-7-3 に示すとおりです。

表 3-7-3 各種ストックヤードの概要

名 称	処理方式	面積(m ²)
①プラスチック（製品プラスチック類等）	屋内式	約97
②植木剪定枝	屋外式	約140
③ペットボトル	屋外式	約28
④びん類（ガラスびん）	屋外式	約68
⑤白トレイ	屋内式	約12
⑥蛍光管・電球等・乾電池	屋内式	約200ℓドラム缶×10缶
⑦廃食油	屋内式	約200ℓドラム缶×4缶
⑧資源物	屋内式	約67
⑨その他資源物（金属類・小型電気製品等）	屋内式	約24

8. 処理費の現状

過去 10 年間におけるごみ処理費の実績は、表 3-8-1 のとおりです。2010（平成 22）年にごみ焼却処理施設を停止し、2011（平成 23）年度から全量民間委託による処理へ切り替えました。その後、2017（平成 29）年 7 月から 2018（平成 30）年 3 月まで逗子市ごみ焼却処理施設で試行的処理を行い、同年 4 月から事務委託処理を開始しました。この間、戸別収集の導入等によりごみの減量化、資源化が進むとともに、処理効率が向上しました。

ごみ処理費は 2018（平成 30）年度から 2024（令和 6）年度まで増加傾向を示しています。特に 2022（令和 4）年度から再整備工事が本格化したため、ごみ処理費（総額）は高くなりましたが、この要因を除くと経常的な経費における顕著な増加はみられません。なお、2023（令和 5）年度は社会情勢の変化等の影響を受けて再整備工事が遅れたため、建設改良費が減少し、ごみ処理費全体としては対前年度比で約 3.1 億円の減少となりました。

ごみ処理費に占める処理及び維持管理費（収集運搬費、中間処理費及び最終処分費）の割合は、再整備工事が始まるまでは、収集運搬費は40～45%、中間処理費は20～58%、最終処分費は2015（平成27）年度及び2016（平成28）年度は40%程度でしたが、以降はほぼ0%となっています。なお、収集運搬費が2021（令和3）年度以降、大幅に増加した要因は、粗大ごみの収集運搬処分委託（収集運搬費の項目で計上）を開始したことによるものです。

再整備工事は総工事費約16億円に及ぶ大規模事業であり、2022（令和4）年度以降総額の約35～54%を占める大きな要因となっています。建設改良費を除く1トンあたり処理費及び一人あたりの年間処理費は、いずれも2021（令和3）年度以降は増加傾向にあります。環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和6年度実績版）」による類似自治体（人口20,000人から40,000人）の一人あたり処理費（15,517円/人・年）と比較すると、本町はこれを約9,500円上回っています。

決算額に対するごみ処理費から建設改良費を控除した額（以下「定常ごみ処理費」という。）の割合は5～7%（直近2024（令和6）年度は6%）となっており、定常ごみ処理費の低減を図ることが、今後の本町における重要な課題の一つとなっています。

表3-8-1 過去10年間のごみ処理費実績

（単位：千円）

年度 項目	処理及び維持管理費						建設改良費		その他		総 額	1tあたり 処理費（円）	ひとりあたり 処理費（円）
	収集運搬費		中間処理費		最終処分費								
H27	296,638	41%	158,801	22%	264,106	37%	0	0%	0	0%	719,545	74,134	22,419
H28	299,035	42%	124,890	17%	295,379	41%	0	0%	0	0%	719,304	74,974	22,408
H29	286,524	42%	389,172	58%	0	0%	0	0%	0	0%	675,696	69,962	21,139
H30	291,291	45%	327,112	51%	0	0%	24,897	4%	0	0%	643,300	66,775	19,411
R1	291,710	40%	343,495	47%	0	0%	25,829	3%	77,444	10%	738,478	73,865	22,493
R2	293,485	42%	329,617	47%	0	0%	1,231	0%	73,973	11%	698,306	72,695	22,014
R3	344,741	42%	298,971	37%	0	0%	101,542	12%	72,361	9%	817,615	79,334	22,640
R4	359,980	32%	286,876	25%	0	0%	399,684	35%	81,125	7%	1,127,665	81,004	23,161
R5	346,940	42%	300,040	37%	0	0%	85,996	10%	86,426	11%	819,402	85,758	23,569
R6	411,896	25%	333,821	20%	937	0%	885,407	54%	21,478	1%	1,653,539	97,801	25,014

％：総額に対する割合

（『神奈川県 一般廃棄物処理事業の概要』）

※1トンあたり及びひとりあたりの処理費は県の算出方法（総額-建設改良費）によります。

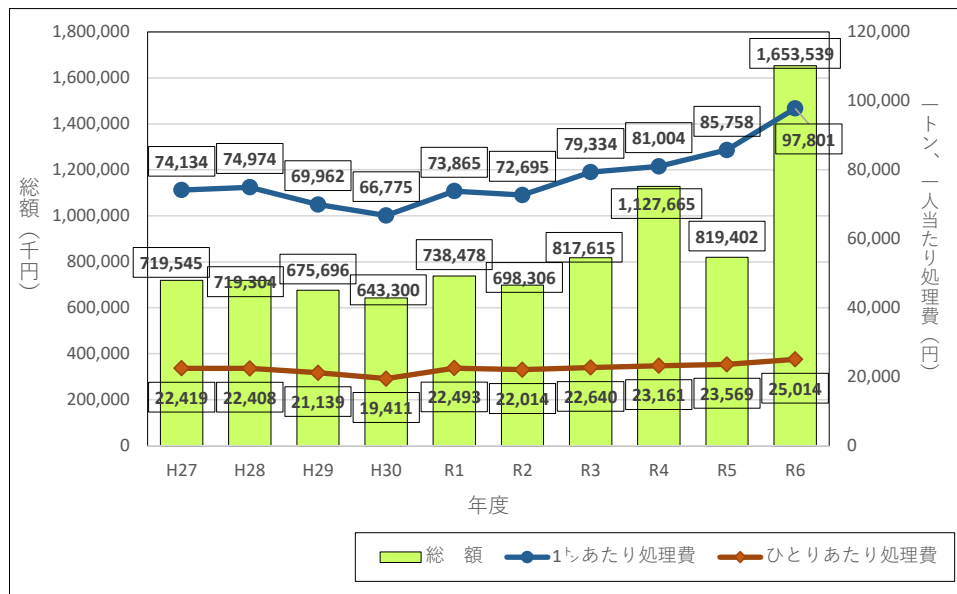


図 3-8-1 ごみ処理費の総額・1トンあたり処理費・ひとりあたり処理費

再整備工事費を除く処理費の内訳を目的別にみると、図 3-8-2 のようになります。本町の特徴として、資源化と人件費の占める割合が非常に高く、この 2 項目だけで全体の 80%強を占めています。収集運搬費は粗大ごみ収集運搬・処分委託を開始した 2021（令和 3）年度以降は増加傾向にあり、2024（令和 6）年度は約 22%となっています。不燃ごみ処理、クリーンセンター運営費は数%とわずかとなっています。本町は「ゼロ・ウェイスト」を基本理念としており、資源化や町民に寄り添った丁寧な分別回収に優先して多くの費用を投入していることが財政面からも実証されています。

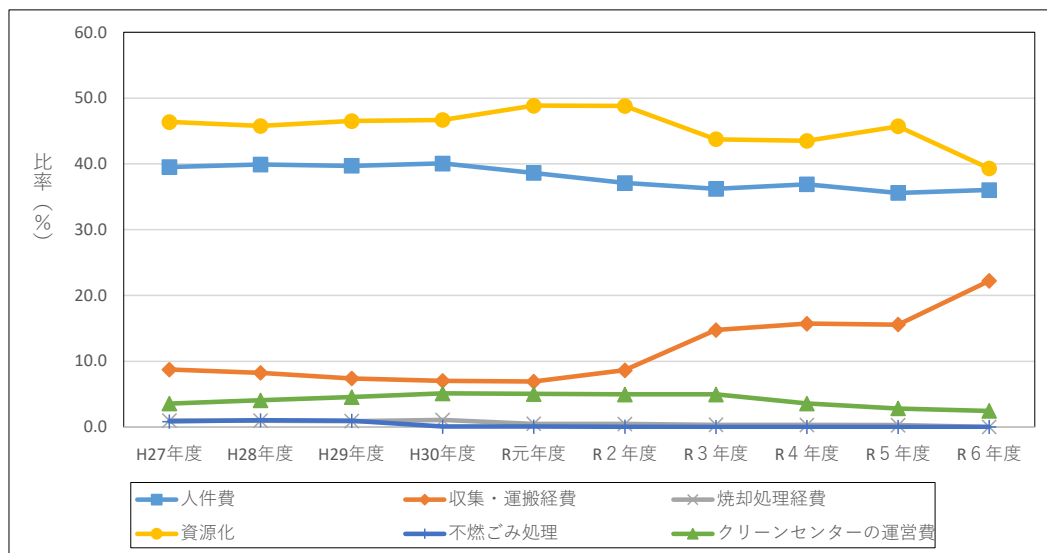


図 3-8-2 目的別処理費の推移

9. ごみ処理に関する課題

(1) 施設の安全・安定処理の確保

2020（令和 2）年 8 月に策定した「2市1町実施計画」に基づき、2022（令和 4）年 2 月末から生ごみ資源化処理施設等の建設に着手し、2025（令和 7）年 8 月から本格

稼働しました。この事業では限られた敷地に生ごみ資源化処理施設以外にサテライトセンター、各種ストックヤードも同時に建設しました。そのため、ごみ収集車両、ホイールローダー等重機類、町民等による持込車両、ガラス類等を搬出する大型車両などさまざまな車両が搬入出します。施設内で事故等が発生すると施設の短期あるいは長期の停止につながり、廃棄物処理に大きな影響を及ぼします。このようなことがないよう施設内の安全管理、安定的な処理体制の確保が求められます。

（２）製造堆肥の配布

「2市1町実施計画」に基づき、ごみ減量化の一環として逗子市・葉山町の燃やすごみに含まれる生ごみを資源化するための施設を本町のクリーンセンター敷地内に建設し、2025（令和7）年8月より家庭から排出される生ごみの資源化処理を開始しました。生ごみは微生物で好気性発酵により堆肥化され、完成した堆肥は搬入量に応じて各市町に配分されます。生ごみ資源化処理施設を安定的に稼働するためには、施設を適切に運転管理するとともに、製造された堆肥を確実に流通させる必要があります。製造された堆肥は現段階では町民に配布して地産地消など資源循環サイクルを構築して全量流通させる計画ですが、安定的に堆肥を供給するためには、町民以外の配布先を確保するなど可能な限りリスク分散を図ることが必要になります。なお、製造された堆肥は「エシカル堆肥」として町民に配布されます（写真3-9-1 参照）。また、製造堆肥にはプラスチック片はほとんど確認されません（写真3-9-2 参照）。



写真 3-9-1 配布場所



写真 3-9-2 製造堆肥

（３）ごみの減量化、資源化の推進

ア．資源化

2024（令和6）年度時点で、本町の排出するごみの53.2%が焼却処理に頼っており、0.6%が埋立となっています。資源化率は、2019（令和元）年度以降、50%前後を維持していますが、町が実施した家庭系燃やすごみの組成分析調査では、燃やすごみの中に資源化可能な紙類やプラスチック等も混入しています。ごみ処理広域化により焼却処理施設は確保しましたが、2035（令和17）年以降、逗子市ごみ焼却施設が廃止されることから焼却処理を行うごみの計画的な削減と資源化の推進は、本町におけるごみ処理体制の安定

化、さらには環境負荷の低減や資源の有効活用の観点からも、きわめて重要な課題であると言えます。

本町では、現在、粗大ごみ及び植木剪定枝を含む計 28 品目の分別を行っており、これらの適正な分別による資源化の向上を図ることとしています。ごみの減量化、資源化を推進していくためには、分別後の燃やすごみ中の 9% の生ごみを生ごみ処理機等による自家処理の普及促進を引き続き進めて可能な限りゼロに近づけるとともに、2025（令和 7）年 8 月から本格稼働した生ごみ資源化処理施設による堆肥化を確実に推進していく必要があります。さらに「プラスチック資源循環促進法（プラ新法）」を踏まえて再商品化を進めるプラスチック類や紙おむつの資源化も重要な課題になりますが、これらについては排出量が少ないため費用対効果の面等から単独による取組が難しいため、神奈川県を核として鎌倉市・逗子市等近隣自治体と協力・連携しながら資源化を図ることが必要になります。

イ. 有料化による減量化

町民の高い分別・減量化意識の向上により燃やすごみは減少傾向にあります。特にそれまで燃やすごみ中の約 44% を占めていた生ごみは、生ごみ処理機等による自家処理の推進及び再整備工事で建設した生ごみ資源化処理施設で堆肥化されることになったため、2025（令和 7）年度以降は燃やすごみがさらに減少しています。発生する燃やすごみは 2034（令和 16）年度で停止予定の逗子市ごみ焼却処理施設で処理されますが、それ以降は周辺自治体との広域処理や民間処理施設で処理することになります。これらに伴う処理費を可能な限り抑制するためにも、さらなるごみの減量化が必要となります。ごみの減量化に極めて高い効果が認められている施策として、家庭系ごみの有料化があげられます。家庭系ごみの有料化は国においてごみの発生抑制や再生利用の促進等に有効な手法の一つと示されておりますが、本町では、これまで戸別収集や分別品目の拡充、生ごみの分別収集など有料化することなく、ごみの減量化、資源化を進めてきました。今後もこれらの取組を着実に推進するとともに、国の動向や町民への影響等を踏まえながら、ごみ減量施策として必要に応じて調査、研究を行います。

（４）分別排出の徹底

本町では、「ごみと資源物の分け方・出し方」の冊子をベースに 28 品目の分別排出を行っていますが、燃やすごみ及び生ごみの組成分析結果によると、これらの中に金属類、陶磁器類・ガラス類の不適物が少量（0.01～0.30%）ですが混入している実態が認められます。こうした不適物の混入は、生ごみ資源化処理施設をはじめとする中間処理施設への機器トラブルや故障などの悪影響を及ぼすとともに、処理費高騰につながるおそれがありますので分別排出の徹底を図る必要があります。

特に、近年全国的に話題となっているリチウムイオン電池については、不適切な取扱をすると収集車や処理施設内で強力な圧力や衝撃によって火災が発生し、重大事故につながるおそれがあります。本町では、リチウムイオン電池による事故は発生していませんが、役場及び図書館に設置しているリチウムイオン電池専用の回収ボックスの利用について、広報等により周知徹底を図り未然防止につなげていきます。

なお、参考としてリチウムイオン電池搭載製品の事故事例を以下に示します⁴。2020

⁴ 2025. 7. 22 VOL. 481 PS マガジン（製品安全情報メールマガジン） NITE(ナイト)[独立行政法人製品評

(令和2)年から2024(令和6)年までの5年間に報告された「リチウムイオン電池搭載製品」の事故(※1)が1,860件ありました。事故の約85%(1,860件中1,587件)が火災事故につながっています。また、事故発生件数は春から夏にかけて気温の上昇とともに増加する傾向にあり、6月～8月にかけての事故発生件数が最も多くなっています。製品別では「モバイルバッテリー」の事故が最も多く、その他、電動アシスト自転車、充電式掃除機、充電式電動工具、ポータブル電源などの事故が多く報告されています。

※1 事故件数の中には、調査中の事故や原因は特定されていませんが、リチウムイオン電池に起因した可能性があると推定される事故も含んでいます。

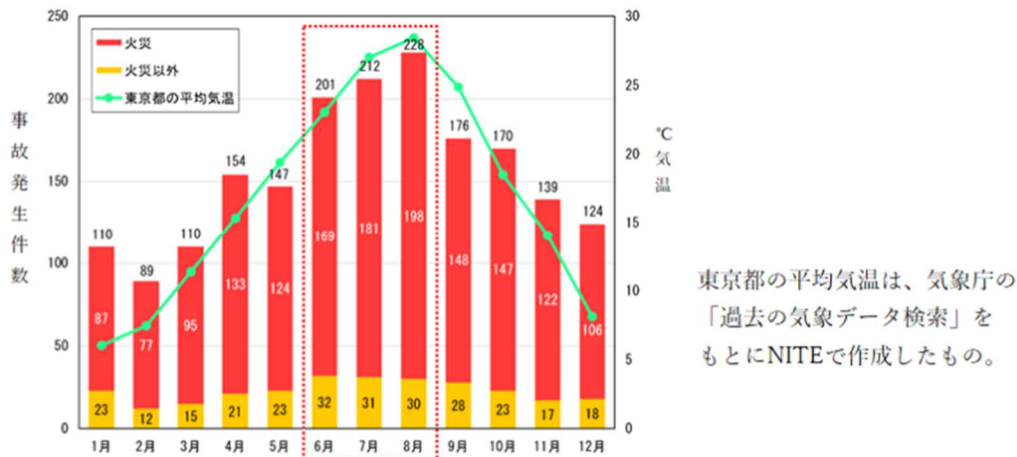


図3-9-1 リチウムイオン電池搭載製品の月別事故発生件数

さらに、環境省の実態調査資料⁵によると、2022(令和4)年度から2023(令和5)年度にかけてリチウムイオン電池等に起因した火災事故等の発生件数は、近年増加傾向にあります。2024(令和6)年度の実績を施設別でみると、廃棄物の破砕、選別、圧縮等を行う再資源化施設における発生件数が20,738件と最も多くなっています。収集運搬車による火災事故等の発生件数は中間処理施設と比較すると少ないものの、年間約190～250件発生しており、こちらも増加傾向にあります。

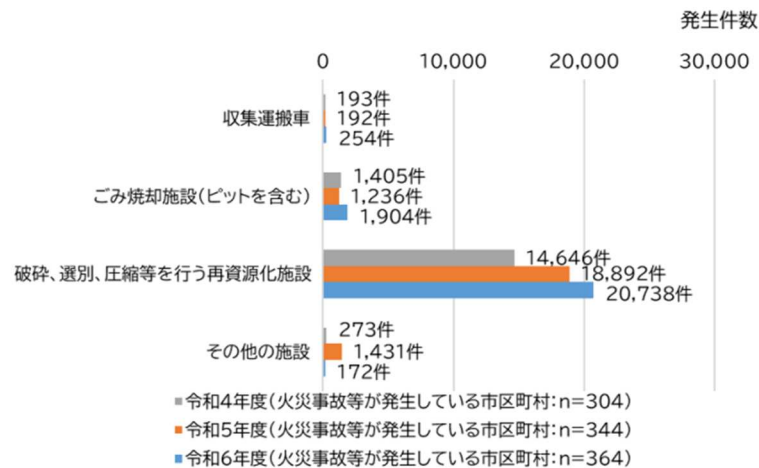


図 3-9-2 リチウム蓄電池等に起因した火災事故等の発生場所

(出典 環境省「一般廃棄物処理実態調査」令和 5、6、7 年度調査(令和 4、5、6 年度実績))

(5) 事業系一般廃棄物の発生抑制と資源化

ア. 生ごみ

本町では、ごみ量全体の約 3 割が直接搬入によってクリーンセンターに持ち込まれています。その大半が事業系一般廃棄物と考えられ、少量排出事業所による排出分と合わせると、事業系一般廃棄物は無視できない割合を占める計算となります。事業系一般廃棄物の展開検査や組成分析調査では、プラスチック類などの産業廃棄物や資源物の混入も見受けられます。事業者の自己処理責任を明確にするためには、排出事業所に対する分別指導を強化し、適正な分別排出を確保することで事業系一般廃棄物の発生抑制や資源化を図る必要があります。また、町は事業系一般廃棄物の約 40%を占める生ごみの削減に事業者が取り組みやすい仕組の検討や情報を提供する計画としています。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下「食品リサイクル法」とします)の施行以降、民間事業者による有機性廃棄物(生ごみ含む)の受託処理、資源化が推進されています。本町は再整備工事でサテライトセンターを建設し、事業系一般廃棄物中の生ごみを受け入れて資源化できる体制を整備しました。この施設を活用していくにあたっては、事業者による分別排出の徹底及び処理コストの負担軽減が課題として残ります。なお、民間事業者で処理するにあたっての基本情報の一例を表 3-9-1 に示します。

表 3-9-1 民間処理業者の基本情報

民間事業者	所在地	処理物	リサイクル内容
A 社	神奈川県	一般廃棄物 (食品廃棄物)	バイオガスによる発電とメタン発酵残渣の肥料化
B 社	埼玉県	一般廃棄物	バイオガスによる発電

注) A 社、B 社とも食品リサイクル法の登録再生利用事業者です。

イ. 処理手数料の見直し

神奈川県内の事業系一般廃棄物の処理手数料は 130 円～400 円/10kg ですが、本町は 250 円/10kg です。近隣自治体と比較すると三浦市、横須賀市より 100 円高く、鎌倉市、逗子市より 100 円～150 円安く設定されています。「一般廃棄物処理有料化の手引き（環境省）」によれば家庭系ごみの有料化によるごみの減量効果は明らかとなっていますので、事業系ごみの処理手数料の改定はごみ減量につながるということが十分期待できると考えられます。事業系一般廃棄物排出量は経済状況に左右されるため、事業系ごみの処理手数料は事業者の負担を考慮すると処理原価相当とすることが妥当と考えられます。現状のごみ処理手数料は実際の処理原価（353 円/10kg：2019（令和元）年度から 2024（令和6）年度までの荷重平均値）に対して約 28%安価となっています。近年のエネルギー価格の高騰、資機材の確保難、人材不足等社会情勢が大きく変化しごみ処理コストが上昇している状況を踏まえると、ごみ処理手数料の見直しを図り、事業系一般廃棄物の発生抑制と資源化を図ることが必要となります。これにより、さらなる焼却量の削減と町外からの不適切な搬入抑制につながることも期待できます。

表 3-9-2 県内自治体における事業系一般廃棄物処理手数料

市町村	事業系一般廃棄物 処理手数料（円/10kg）	市町村	事業系一般廃棄物 処理手数料（円/10kg）
横浜市	130	南足柄市	240
川崎市	150	綾瀬市	300
相模原市	250	葉山町	250
横須賀市	150	寒川町	280
平塚市	290	大磯町	240
鎌倉市	400	二宮町	250
藤沢市	270	中井町	250
小田原市	250	大井町	250
茅ヶ崎市	280	松田町	250
逗子市	350	山北町	250
三浦市	150	開成町	250
秦野市	290	箱根町	180
厚木市	250	真鶴町	400
大和市	200	湯河原町	200
伊勢原市	290	愛川町	250
海老名市	300	清川村	—
座間市	300		

鎌倉市：植木剪定枝210円/10kg

真鶴町：1回の搬入量が50kgを超える場合

湯河原町：1回の搬入量が100kgを超える場合

清川村：有料処理券（45ℓ袋150円、90ℓ袋300円）

（出典：各市町村ホームページ）

（6）収集時の安全確保

環境省の2024（令和6）年度「一般廃棄物処理施設等人身事故事例調査報告書⁶（以下「事故事例報告書」という。）」によると、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間ににおける収集運搬時の人身事故件数は1,629件（休業日数4日未満1,045件、休業日数4日以上584件）、中間処理時（休業日数0日以上）は975件となっています。総事故発生件数に対する収集運搬時の事故発生割合は、約63%となっています。

休業日数4日以上の収集運搬時の事故の発生時間帯は8時～12時が約69%と最も多く、次に12時～17時が約28%であり、事故の分類別発生件数は交通事故が18%、行動災害、火災、爆発・破裂等の交通事故以外が約82%と最も多くなっています。交通事故としては車両同士の事故が41.4%、車両対人の事故が46.8%であり、この2種で約90%と多くを占めています。交通事故の要因は不注意、安全未確認等の人的要因が約85%、道路状況の不具合、車体の不具合等の物的要因が約6%となっており、交通事故以外の中の行動災害が97.7%と大部分を占めています。なお、行動災害とは人の行動に伴う転落、挟まれ、巻き込まれなどの人身事故です。

本町における収集運搬時の事故事例は表3-9-3及び図3-9-3に示すとおりです。事故件数は年間3～7件程度であり、内容としては物損事故が毎年度最も多くなっています。人身事故は2件発生していますが、いずれもバイクとの接触によるものであり死亡事故等の重大事故には至っていません。事故発生件数は多くないと考えられますが、本町には狹隘道路が多く、事故の発生要因、事故発生時間帯、事故の分類等を踏まえ、収集運搬開始前に安全運転の励行及び収集車への積込時には注意するなど教育指導等を行うことにより事故ゼロに向けた対応を取るとともに、人工知能（以下「AI」という。）の活用を検討することも必要であると考えます。なお、事故事例報告書では「AIを用いた作業員の安全確保システムの導入」が15件報告されており、これ以外に収集運搬におけるデジタル技術活用事例は表3-9-4に示すとおりです。ドライブレコーダーの活用が796件と最も多く、次いで収集車の運転に関するアクティブセーフティ機能の搭載が302件であります。

表3-9-3 本町における収集運搬時の事故内容

年度	物損	自損	物損・自損	人身	計
令和3年度	4	2	1	0	7
令和4年度	5	1	0	0	6
令和5年度	3	0	0	1	4
令和6年度	2	0	0	1	3
令和7年度	7	0	0	0	7

⁶ 令和6年度 一般廃棄物処理施設等人身事故事例調査報告書 令和7年3月 一般財団法人日本環境衛生センター

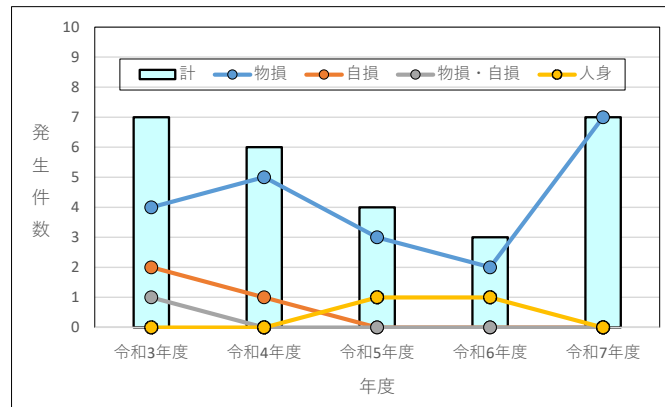


図 3-9-3 本町における収集運搬時の事故内容

表 3-9-4 収集運搬におけるデジタル技術活用件数⁶

デジタル技術活用内容	合計（割合％）
パッカー車の巻き込まれ防止センサーの導入	150(10.2)
AI を用いた作業員の安全確保システムの導入	15（1.0）
過積載防止のためのパッカー車ででの計量	152（10.3）
ドライブレコーダーの活用	796（54.0）
収集車の運転に関するアクティブセーフティ機能*の搭載	302（20.5）
その他	60（4.0）
合計	1,475

*センサーやカメラで危険を予測し、事故そのものを未然に防ぐ技術の総称です。
衝突被害、軽減ブレーキ、車線からの逸脱を防ぐ機能、横滑り防止装置などが含まれ、ドライバーの運転を積極的にサポートします。

（7）定常ごみ処理費の削減

本町はごみ処理費の削減に努め、処理の効率化やごみの減量化を行ってきましたが、同程度の人口を有する自治体と比較すると 2024（令和 6）年度の一人あたり年間処理経費は約 9,500 円高く、依然高い処理費が課題となっています。ごみ処理費の総額には建設改良費が含まれています。建設改良費は、施設を新たに建設する、法改正により設備装置の改造を行う、トラブルによる修繕等を行う際に発生する費用であり定常的に発生するものではありません。ここでは定常的に発生する収集運搬費、中間処理費、最終処分費、その他の 4 項目を「定常ごみ処理費」とし、これをいかに削減するかが課題としてあげられます。しかし、2015（平成 27）年度から 2024（令和 6）年度までの定常ごみ処理費は、各年度とも決算額の平均約 6％（4.7～7.1％）であり、その内訳をみると収集運搬費と中間処理費の 2 項目で定常ごみ処理費の 60％以上と多くを占め、直近の 2024（令和 6）年度ではこの 2 項目で 97％となっています。定常ごみ処理費の削減は 4 項目でなく、この 2 項目を削減することが大きな課題と言えます。

収集運搬費は戸別収集の継続と生ごみ分別収集が始まったことにより大きな削減は難しいと考えられますが、新たに導入した GOMIRUTO と AI を活用して収集運搬費削減及び収集運搬の効率化に向けた創意工夫を行うことができれば、コスト削減に結びつけられると考えられます。一方、収集運搬費増の一因と考えられる戸別収集はごみ出しに対する責

任の明確化、ごみの適正排出が図られるなどの金額には換算できないメリットを有していますが、収集箇所間における歩行距離の増加及びネットボックス等の取扱に伴う配慮など収集員にかかる精神的、肉体的負担増等のデメリットもあります⁷。

中間処理費については再整備工事の完結により、その多くは生ごみ資源化処理施設の維持管理費になると考えられます。生ごみ処理施設の維持管理にあたっては水、電気などの個別メーターのデータを活用するなどして、運転方法の改善等により維持管理費の低減を図ることが期待されます。さらに、施設の維持管理費のほかに処理方法の検討、見直しによる処理費の削減を図るために、プラスチックごみなどの少量発生品目は町単独による処理から神奈川県を中心として鎌倉市、逗子市等を含めた広域連携処理によるスケールメリットを活かして処理費の削減を図ることも有効と考えられます。

定常ごみ処理費の削減については、日々の処理の効率化やさらなるごみの減量化を進めながら継続的に取り組むことはもちろんですが、適正処理を維持しつつ、ごみ処理費を削減することは大きな課題となっています。

表 3-9-5 定常ごみ処理費

年度	収集運搬費 (千円)	中間処理費 (千円)	最終処分費 (千円)	その他 (千円)	合計（定常ごみ 処理費：千円）	一般会計決算額 (千円)	定常ごみ処理 費÷決算額(%)
H27	296,638	158,801	264,106	0	719,545	10,147,627	7.1
	41.2%	22.1%	36.7%	0.0%	100.0%		
H28	299,035	124,890	295,379	0	719,304	10,279,699	7.0
	41.6%	17.4%	41.1%	0.0%	100.0%		
H29	286,524	389,172	0	0	675,696	10,447,080	6.5
	42.4%	57.6%	0.0%	0.0%	100.0%		
H30	291,291	327,112	0	0	618,403	10,206,127	6.1
	47.1%	52.9%	0.0%	0.0%	100.0%		
R1	291,710	343,495	0	77,444	712,649	10,606,553	6.7
	40.9%	48.2%	0.0%	10.9%	100.0%		
R2	293,485	329,617	0	73,973	697,075	14,779,301	4.7
	42.1%	47.3%	0.0%	10.6%	100.0%		
R3	344,741	298,971	0	72,361	716,073	13,026,803	5.5
	48.1%	41.8%	0.0%	10.1%	100.0%		
R4	359,980	286,876	0	81,125	727,981	13,354,548	5.5
	49.4%	39.4%	0.0%	11.1%	100.0%		
R5	346,940	300,040	0	86,426	733,406	13,220,380	5.5
	47.3%	40.9%	0.0%	11.8%	100.0%		
R6	411,896	333,821	937	21,478	768,132	14,422,513	5.3
	53.6%	43.5%	0.1%	2.8%	100.0%		
平均	322,224	289,280	56,042	41,281	708,826	12,049,063	6.0
	45.4%	41.1%	7.8%	5.7%	100.0%		

※各年度の下段は定常ごみ処理費に対する割合（％）

⁷ 戸別収集実験事業検証結果報告書 令和8年2月 茅ヶ崎市環境部資源循環課

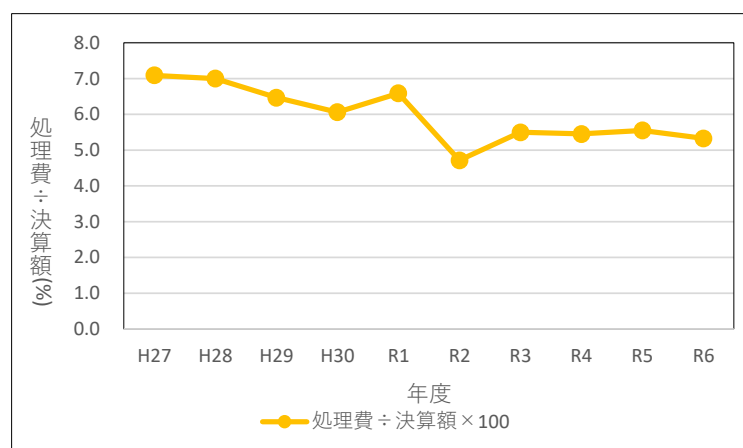


図 3-9-4 一般会計決算額に対する定常ごみ処理費比率の推移

第4章 計画の基本方針

1. 基本理念



ゼロ・ウェイストのまち葉山をめざします

「ゼロ・ウェイスト」は英語で「ごみや無駄をゼロにする」の意であり、持続可能な循環型社会の根幹です。本町では、「ゼロ・ウェイスト」の理念のもと、ごみの減量化、資源化に正面から取り組み、資源の無駄を可能な限り減らすとともに、環境負荷の低減と持続可能な処理体制の構築を進めていきます。近年の気候変動問題への対応や脱炭素社会の実現に向けて、「ゼロ・ウェイスト」の取組は一層重要性を増しています。本町は町民、事業者、行政が一体となった協働により、次の3つの柱を掲げて持続可能なまちづくりを推進します。

基本理念 (目指す姿)

ゼロ・ウェイストのまち葉山を目指します

ごみを限りなくゼロに近づけ、環境にやさしく、資源が循環し、誰もが安心して快適に暮らせる持続可能なまちを目指します。

3つの柱 (大切に する 方向性)



ごみそのものを減らす

ごみの発生を抑制し、再使用を進め、ごみとなるものをできる限り減らします。

取り組みのキーワード

- ・リフューズ
- ・リデュース
- ・リユース
- ・使い捨て製品の使用抑制
- ・食品ロスの削減
- ・再使用
- ・ごみの発生抑制



資源を循環させる

資源の分別を徹底し、資源化を進め、限りある資源を循環させます。

取り組みのキーワード

- ・適正分別
- ・リサイクル
- ・資源化の拡大
- ・生ごみの堆肥化
- ・プラスチック等の資源化
- ・循環型社会の形成



持続可能な仕組みをつくる

誰もが参加しやすい仕組みをつくり、協働と効率的な運営を続けます。

取り組みのキーワード

- ・利便性
- ・福祉的な視点
- ・誰もが参加できる環境
- ・協働
- ・連携
- ・効率的かつ安定的なごみ処理体制
- ・継続的な運営

5つの 基本方針 (施策を進める ための考え方)

基本方針

基本方針の考え方（概要）

関連する柱（主に関係する柱）

		ごみそのものを 減らす	資源を 循環させる	持続可能な 仕組みをつくる
1	地域や時勢に合った方法を選ぶ	—	●	●
2	実践から発想する	●	●	●
3	環境負荷の少ない適正な処理技術・施設を選択する	—	●	●
4	良い取組が報われ参加意欲を高める仕組みを構築する	●	—	●
5	高い目標に果敢に挑戦する	●	●	—

図 4-1-1 基本理念、3つの柱、5つの基本方針の体系について

（１）ごみそのものを減らす

「ゼロ・ウェイスト」の実現には、資源化を進めるだけでなく、まずはごみそのものの発生を抑えることが重要です。「リフューズ（Refuse：断る）」、「リデュース（Reduce：発生抑制）」、「リユース（Reuse：再使用）」の取組を一層推進し、使い捨て製品の使用抑制や食品ロスの削減、まだ使用できるものの再使用など、できる限りごみにしないライフスタイルへの転換を進めます。また、町民、事業者、行政がそれぞれの立場からごみの発生抑制に取り組み、ごみそのものを減らすまちづくりを推進します。

（２）資源を循環させる

ごみそのものを減らす取組を進めても、生活や事業活動の中で一定の廃棄物は発生します。発生したものについては、適正な分別を徹底し、「リサイクル（Recycle：再資源化）」を進めることで、可能な限り資源として循環させることが重要です。生ごみの堆肥化を着実に進めるとともに、プラスチックや紙類などについても、環境負荷や費用対効果を考慮しながら、県内外の自治体や民間事業者等との連携により資源循環を図り、限りある資源を有効に活用する循環型社会の形成を推進します。

（３）持続可能な仕組みをつくる

「ゼロ・ウェイスト」の取組を将来にわたって継続していくためには、環境面だけでなく、町民の利便性、収集、処理体制、処理費用などを総合的に考え、持続可能な仕組みを構築することが重要です。特に、高齢化の進展など社会状況が変化する中、多くの分別品目について、誰もが分かりやすく、無理なく分別やごみ出しに参加できる環境を整えていくことが求められます。ごみ出しが困難な方への支援など、福祉的な視点にも配慮しながら、町民、事業者、行政の協働、近隣自治体や民間事業者等との連携、デジタル技術の活用などにより、効率的かつ安定的なごみ処理体制を構築します。また、資源化や適正処理に必要な費用とその効果とのバランスを考慮し、効率化できる部分については継続的な見直しを行うことで、将来にわたって持続可能なごみ処理の仕組みづくりを進めます。

2. 基本方針

基本理念である「ゼロ・ウェイストのまち葉山をめざす」ため、次の5つの基本方針を掲げ、持続可能な取組を推進します。

方針１：地域や時勢に合った方法を選ぶ【柱（２）、（３）】

地域性や人口規模、社会情勢の変化を踏まえ、本町に適した持続可能で効率的なごみ処理のあり方を選択します。町の人材や地域特性を活かすとともに、町民の利便性、環境負荷、収集、処理の効率性や費用対効果などを総合的に考慮し、近隣自治体や民間事業者等との連携も含め、本町に適した方法を柔軟に選択します。

方針２：実践から発想する【柱（１）～（３）】

持続可能な「ゼロ・ウェイスト」の実現には、現場における課題の把握と町民、事業者の声を反映した実践的な発想が必要です。新たな取組については、実証や検証を重ねながら、その効果や課題を把握し、より効果的な方法へと改善していきます。こうした実践を通じて新しい発想や手法を生み出し、社会情勢や技術の進展にも柔軟に対応します。

方針3：環境負荷の少ない適正な処理技術・施設を選択する【柱（2）、（3）】

ごみの発生抑制と減量化、資源化を進めるとともに、環境負荷の低減、安定的な処理、費用対効果などを総合的に考慮し、適正な処理技術、施設を選択します。また、新たなリサイクル技術や AI・デジタル技術等も活用しながら、資源循環の高度化と処理の効率化を図り、将来にわたって持続可能な処理体制を構築します。

方針4：良い取組が報われ参加意欲を高める仕組みを構築する【柱（1）、（3）】

ごみの減量化や資源化を継続していくためには、町民、団体、事業者等がそれぞれ主体的に取り組み、その取組が広がっていくことが重要です。環境負荷の低減やごみの減量化、資源化に貢献する取組を評価、共有し、さらなる取組への動機付けにつなげることで、幅広い主体が参加し、町民、事業者、行政が協働して「ゼロ・ウェイスト」を推進する仕組みを構築します。

方針5：高い目標に果敢に挑戦する【柱（1）、（2）】

「ゼロ・ウェイスト」という高い目標の実現に向け、ごみの発生抑制や資源化について目標を掲げ、その達成に向けて継続的に取り組みます。目標達成までの道筋や進捗状況を分かりやすく示し、町民、事業者、行政が目標を共有するとともに、取組の効果を検証しながら必要な見直しを行い、さらなるごみの減量化、資源化に挑戦します。

第5章 ごみ処理基本計画

1. 計画目標

本計画の計画期間である2036（令和18）年度末までに次の目標を達成します。なお、目標達成の期間は10年間と長期にわたるため、5年後の中間目標を設定するものとします。

（1）リサイクル率（総ごみ量のうち、分別や処理過程によりリサイクルを実施した率）

2024（令和6）年度 （実績）	2031（令和13）年度 （中間目標値）	2036（令和18）年度 （達成目標値）
51.3%	55%以上	60%以上

※ごみの減量化と資源物量の増加により目標達成を目指します。

（2）焼却率（総ごみ量のうち、燃やすごみとして焼却処理を実施した率）

2024（令和6）年度 （実績）	2031（令和13）年度 （中間目標値）	2036（令和18）年度 （達成目標値）
53.2%	30%以下	25%以下*

※家庭系燃やすごみの減量化及び事業系一般廃棄物中燃やすごみの減量化により目標達成を目指します。

2014（平成26）年6月から分別品目（14分別⇒27分別）及び収集方法（戸別収集及び資源ステーション方式）を変更しました。さらに、2025（令和7）年3月から生ごみの分別収集が開始され、分別数は28品目となりました。現在、燃やすごみはごみ処理広域化により逗子市のごみ焼却処理施設で処理していますが、この施設は2034（令和16）年度で停止する予定となっています。また、その他のごみについては依然として民間施設等で処理していることから、本町としては今後ともごみの減量化、資源化に精力的に取り組む必要があるものと考えます。

リサイクル率をさらに向上させるためには、各家庭でごみと資源物を徹底して分別することはもちろん、原単位を減少させ、みそのものの発生量を抑制することが肝要です。

また、生ごみ資源化処理施設が本格稼働したことで、資源化率の向上及び焼却率の大幅な低下に寄与しています。

本計画では、これまでの確かな実績と将来の課題を客観的に見据え、計画目標の数値を見直したうえで、その目標を達成するために今後取り組む主な施策を次に示します。

2. 計画目標達成に向けた主な施策

（１）ミックスペーパーの分別促進

2024（令和6）年度に実施した家庭系燃やすごみの組成分析において、ミックスペーパーの混入率は 6.3%でした。2024（令和6）年度における家庭系燃やすごみの収集実績は 3,513 トンで、この混入率に基づき試算すると、約 221 トンのミックスペーパーがごみとして焼却されてしまったことになります。

燃やすごみの中に混入しているミックスペーパーを見ると、メモ紙やチラシなどが主となっています。このことから、さらにミックスペーパーを集団資源回収物として分別収集するなどの理解を深めることはもちろんのこと、小さなミックスペーパーも分別されやすい取組を実施します。

（２）プラスチックごみの資源化

各家庭から戸別収集で収集されているプラスチックごみは、現在、民間の処理施設において焼却処理されています。戸別収集開始以降、容器包装プラスチックとの適正分別が進み、処理量は大幅に削減されました。現時点ではごみとして焼却処理しているものの、プラスチックごみの中には、マテリアルリサイクルが可能なプラスチックが混在しており、石炭の代替燃料として利用される RPF 燃料化も可能であると考えます。2022（令和4）年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法（プラ新法）」に基づき、分別収集しているプラスチックごみについては利用可能なものを選別し、再商品化に向けた実施を検討します。検討にあたっては、町単独では排出量が少なく費用対効果等から再商品化が難しいため、鎌倉市、逗子市との連携や神奈川県を交えて再商品化の可能性を検討します。なお、「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（令和6年3月29日付け環循適発第 24032923 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）において、「少量多品種にわたる未利用廃棄物の地域での活用等の地域特性に応じた資源循環の取組が重要であり、「プラスチック資源循環促進法（プラ新法）」の制定により多くの地域でプラスチックの回収が実施・増加することが見込まれ、広域化・集約的な対応により量の確保を通じた効率的な資源循環の促進にも寄与することが期待される」と少量排出のプラスチックには広域化・集約的対応の取組が重要である旨記載されています。

（３）生ごみ処理機等の普及促進

各家庭における生ごみの自家処理は、生ごみそのものの量を減らすとともに、収集に対する負荷を低減することができます。現在、生ごみ排出量に対する生ごみ処理機等による処理割合は数%程度と推測されますが、生ごみ処理機等による処理は発生からすぐに処理できることから、衛生的なことも利点であると考えられます。このため、生ごみ処理機等の購入費補助（割引販売）については、継続的かつ安心して利用することができるよう、電話相談、訪問サポート等の体制を充実させ、普及促進を継続していくとともに、生ごみ処理機等のラインアップの充実やキャンペーンの実施等によりさらに幅広い家庭に利用してもらえる取組を実施していきます。

（４）生ごみ堆肥化による資源化

本町では、これまで生ごみ処理機等の普及を積極的に進め、自家処理を推進してきました。一方、2025（令和 7）年 8 月から生ごみ資源化処理施設が本格稼働し、これまで焼却していた燃やすごみの中の生ごみを減量して資源化（堆肥化）を行うようになりました。

製造された堆肥は、まずは町民に還元されることで、地域における資源循環の輪ができています。今後はこの資源循環の輪を広げていくとともに、公園等の公共施設での配布、さらに民間事業者等に有料で販売するなど需要先を長期間確保できるよう検討します。

（５）紙おむつの分別による資源化

環境省の調査によると、使用済紙おむつの再生利用等を実施・検討している自治体数は 2023（令和 5）年度において、実施が 21 自治体（事業系紙おむつや一部地域での実施を含む）、検討中が 57 自治体です⁸。また、本町が 2024（令和 6）年度に実施した家庭系燃やすごみの組成分析において、紙おむつ・生理用品の混入率は 8.9%でした。令和 6 年度における家庭系燃やすごみの収集量は 3,513 トンで、組成分析における混入率で混入していると仮定すると約 313 トンがごみとして焼却されてしまったことになります。なお、この量は生理用品も含まれていますが、重量的には紙おむつが多くを占めていると想定されるため、この量を紙おむつの量と仮定します。この場合、紙おむつの発生量は日量で約 860kg となり、町単独で資源化するためには量が足りません。この量を民間事業者へ資源化委託した場合、処理単価は割高になることが予想されます。よって、費用対効果を考慮すると、町単独の処理ではなく、鎌倉市、逗子市さらには神奈川県を交えて広域で資源化することの可能性を検討します。

（６）はやまエシカルアクションの普及促進⁹

本アクションは、2025（令和 7）年 12 月環境省が主催する「第 13 回グッドライフアワード」において、本町の取組【町民全員で創る、持続可能な新しい常識「エシカルタウン・葉山」】が優秀賞を受賞しました。同年 10 月現在における賛同登録者数は個人で 726 人、事業者・団体で 197 者となっています。これらの方々はエシカルな取組を行っていますが、これによる減量化、資源化を定量的に評価できません。しかし、この活動は減量化、資源化に確実につながるものと考えられます。「第五次葉山町総合計画」において、2028（令和 10）年度に個人 2,000 人、事業者・団体 500 者の目標が設定されています。この目標を達成するとともに、さらに賛同者数を増やすため事業者のエシカルな取組をホームページや SNS 等で紹介し、町民や観光客の意識変革とエシカル消費を促進、さらには葉山産の食材を使ったエシカル給食など地域資源を活かした活動を展開します。また、表彰制度やオフ会で楽しさと実践を両立させ、地域ぐるみのエシカルな取組が広がる仕組みを構築し、継続的な発展を図ってごみ削減と資源化率向上の実現を目指します。これにより町全体で自然と共生する循環型社会を形成し、持続可能な環境保全を先導します。

⁸ 令和 7 年度使用済紙おむつ再生利用等に関する調査報告書 令和 8 年 3 月 株式会社新東通信（一般財団法人日本環境衛生センター）

⁹ 葉山町令和 7 年 12 月 3 日記者発表（一部加筆等）

（７）AI を活用した効率的な施設運営

アナログの時代から DX の時代に大きく変化しており、中でも AI の開発が急速に進み、自治体や民間事業者等で導入する事例が増えてきています。現在、生ごみ資源化処理施設における発酵槽や養生槽の温度測定、各槽における堆積量等は職員による測定値や目視によるものであり、運転管理は依然としてアナログ手法で行われています。今後は、アナログ管理から AI を活用したデジタル管理への転換を模索し、各種データの活用による運転管理費の低減、職員の作業量の負担軽減及び堆積槽内部全体の温度分布の把握による良質な堆肥を製造し、確実に流通できるよう地域循環の構築の可能性を検討します。

（８）事業系一般廃棄物の削減

これまでプラスチックや金属類などの産業廃棄物の受入停止や事業系一般廃棄物処理手数料の改定など、事業系一般廃棄物の適正排出や減量化への取組誘因として実施してきました。しかし、事業系一般廃棄物は燃やすごみの総収集量の約 28%（2024（令和6）年度実績）を占めており、減量化に向けた課題の一つとなっています。

事業系一般廃棄物の組成分析調査や一般廃棄物収集運搬許可業者を対象とした展開検査を実施したところ、手つかず食品を含む生ごみ、資源化可能な紙や紙おむつ・生理用品の混入が多く見られました。これらを踏まえると、事業系一般廃棄物の削減は重要な課題であるため、その減量化、資源化対策として次の施策を実施していきます。

ア．処理責任の明確化

全ての事業者は、廃棄物処理法第3条の規定に基づき、事業活動によって発生したごみ（店舗等の営業から発生したもののみならず、従業員が飲んだペットボトル容器や弁当容器等も含みます。）を自ら処理しなければなりません。また、本町で受け入れることができる事業系ごみは事業系一般廃棄物（主に生ごみや資源化することができない紙等の燃やすごみと植木剪定枝）のみで、プラスチック類や金属類等の産業廃棄物は法令で定められたルールに基づき、自ら処分しなければならないこととなっています。

これらの事項に関しては、これまでもホームページや冊子等で周知してきましたが、未だに事業系一般廃棄物の中にはプラスチック類等の産業廃棄物や本来事業者自らリサイクルしなければならない資源化可能な紙類の混入が見られます。改めて自己処理責任と各廃棄物処理に関するルールを認識する必要があることから、事業系ごみの処理に関する情報発信媒体の充実を図り、周知の徹底を図っていきます。

イ．搬入物の厳格化・事業所への立入検査の実施

アとあわせて、事業系一般廃棄物の搬入時における搬入物検査を強化するとともに、適切な分別排出が可能となるよう各事業所への訪問指導を実施していきます。

ウ．事業系一般廃棄物中の生ごみの削減

事業系一般廃棄物の組成分析調査を実施したところ、ごみ全体に占める生ごみの組成比率は約 40%、直接廃棄（手つかず食品）は約 0.5%でした。こうした「食品ロス」については、事業系のみならず家庭から排出されるものもあわせ減らすことが重要であり、食品リサイクル法及び食品ロス削減推進法への取組や自家処理により、ごみとして排出する量を減らす取組を進めることが必要です。本町では、クリーンセンター再整備工事により、事業系一般廃棄物中の生ごみを資源化できる体制を構築しました。実施にあたっては受入

施設側の搬入量、性状、料金などの受入条件が課題としてありますが、周知徹底により食品リサイクル法及び食品ロス削減推進法への取組の促進を図り、生ごみ量の削減を図ります。

エ. 事業系一般廃棄物処理手数料の見直し

廃棄物処理法第3条の規定に基づき、2015（平成27）年に事業系一般廃棄物処理手数料を1キログラムあたり10円から25円に改定しました。しかし、現状における燃やすごみの焼却には1キログラムあたり35.3円が必要であり、現状の処理手数料は未だ安価であると言わざるを得ません。横須賀市、三浦市、鎌倉市、逗子市と比較すると横須賀市・三浦市よりも10円高く、逗子市より10円、鎌倉市より15円安くなっています。事業系一般廃棄物の排出量は経済状況により変動し、事業者は自らの責任により処理することが原則ですが、特に個人商店や少量排出事業所などにとっては、単独で処理先を確保することが実務上難しく、結果として行政の処理機能に依存せざるを得ないのが現状です。処理手数料は近隣自治体と差はありますが、ごみの減量意識の醸成、近年の社会情勢の大きな変化を踏まえると処理手数料として処理原価相当の金額とすることが必要な時期に来ていると考えます。

オ. 事業系ごみの減量化に取り組む事業所の評価

ア～ウの施策の推進とあわせ、食品リサイクル法及び食品ロス削減推進法に基づく生ごみのリサイクルに取り組む事業者、ごみの減量化に取り組む事業者が意欲的に取組を継続できるよう応援する仕組みが必要であると考えます。そこで、取組を評価し消費者である町民に周知するとともに、評価された事業者にメリットが出るような制度構築を検討します。

カ. 少量排出事業所制度の見直し

原則として事業系ごみは、事業者自らの責任において処理をすることとなっておりますが、発生するごみ量が一般家庭と遜色ない（日量3キログラム未満）事業所においては、少量排出事業所制度により一般家庭と同様に町で収集しています。一方で、戸別収集や生ごみ分別収集の実施により一般家庭から発生するごみ量は大幅に減少しました。こうした家庭系ごみの排出動向や排出者負担の原則、収集効率のさらなる向上を勘案し、本制度の受入基準や負担のあり方（処理手数料等）について、時代に即した見直しを実施します。

3. 施策に対する効果

2. に掲げた目標達成に向けた主な施策による減量化、資源化等への期待される効果は表 5-3-1 に示すとおりです。

表 5-3-1 減量化、資源化へ期待される効果

主な施策	期待される効果		
	資源化	減量化(焼却量減含む)	処理コスト (定常ごみ処理費*)
(1) ミックスペーパーの分別促進	○	○	○(焼却処理費減)
(2) プラスチックごみの資源化	○	○	△
(3) 生ごみ処理機等の普及促進	—	○	△
(4) 生ごみ堆肥化による資源化	○	○	△
(5) 紙おむつの分別による資源化	△	○	△
(6) はやまエシカルアクションの普及促進	○	○	△
(7) AI を活用した効率的な施設運営	△	△	○(収集運搬費、各種ユーティリティ費減)
(8) 事業系一般廃棄物の削減 ア 処理責任の明確化	—	○	○(焼却処理費減)
イ 搬入物の厳格化・事業所への立入検査の実施	△	○	○(収集運搬費、各種ユーティリティ費減)
ウ 事業系一般廃棄物中の生ごみの削減	○(サーマルリサイクル)	○	△
エ 事業系一般廃棄物処理手数料の見直し	—	○	○(収集運搬費、各種ユーティリティ費減)
オ 事業系ごみの減量化に取り組む事業所の評価	○	○	—
カ 少量排出事業所制度の見直し	—	○	△

注)

*：定常ごみ処理費：建設改良費を除く収集運搬費＋中間処理費＋最終処分費＋その他

○：減量化、資源化効果あり（資源化率減量率増、焼却率減）、処理コスト減

△：減量化、資源化の効果（資源化率減量率増、焼却率減）及び処理コスト減はわずかまたは見込めない

—：減量化、資源化、処理コストに該当しない

4. 将来推計

(1) 人口推計

2027（令和9）年度から2036（令和18）年度までの人口の推移を表5-3-1及び図5-3-1に示します。全国的な人口減少が進む中、本町においても緩やかな減少傾向が見込まれており、計画目標年度（2036（令和18）年度）の人口は29,848人となります。

なお、本計画における将来人口は、「将来人口推計（葉山町人口推計プログラム推計人口（住基ベース））：第五次葉山町総合計画」の数値を採用します。

表 5-4-1 人口の推移

年度	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18
人口（人）	32,131	31,949	31,743	31,519	31,275	31,014	30,739	30,449	30,154	29,848
対前年度差（人）	—	-182	-206	-224	-244	-261	-276	-290	-295	-306
対前年度比（％）	—	-0.57	-0.64	-0.71	-0.77	-0.83	-0.89	-0.94	-0.97	-1.01

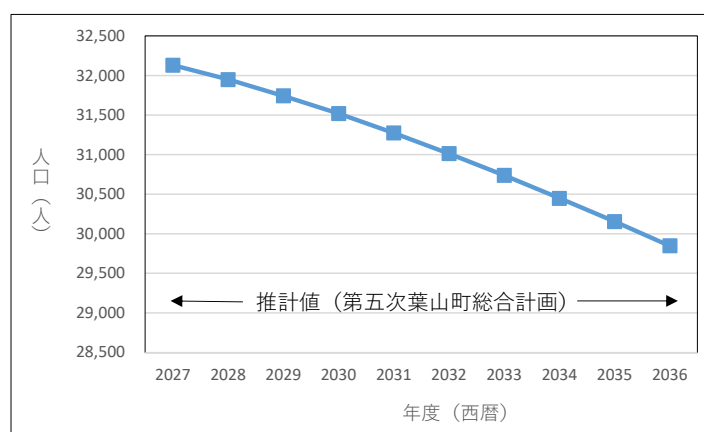


図 5-4-1 人口の推移

(2) ごみ・資源物の将来予測

図5-4-1に示すとおり、今後、本町の人口は減少することが見込まれています。ごみ量や資源物の将来予測はさまざまな手法が考えられますが、ここでは分別品目及び収集方法の変更はないものとし、過去の実績値から品目ごとに推計した原単位（1人1日あたり排出量）に将来の人口をかけ、過去の実績排出量から排出傾向を推計して将来の排出量を求めることを基本とします。なお、主に事業者による搬入と見込まれる直接搬入量（事業系一般廃棄物）は経済状況の変化に左右されるため、過去10年間の平均値で推移するものと仮定します。

予測にあたって、現状の施策だけでは「ゼロ・ウェイスト」を達成することは難しいため、各種施策を採り入れた政策誘導型により行うものとします。

ア. ごみの減量化、資源化施策等を実施した場合の推計

ごみの減量化、資源化施策等を実施した場合の推計は表5-4-2に基づき実施していきます。

表 5-4-2 ごみの減量化施策等を実施した場合の推計方法

項目	減量化、資源化施策	ごみ減量化施策等
家庭系 燃やすごみ	生ごみ処理機等による資源化	販売実績から 2036（令和 18）年度まで毎年 120 基を販売し、耐用年数を 5 年と設定すると、生ごみ排出量は 2029（令和 11）年度まで毎年約 13 トンずつ減少し、それ以降最終年度の 2036（令和 18）年度までは毎年約 66 トン減少していくことを見込みます。
	ミックスペーパーの分別促進による減量化、資源化	組成調査における燃やすごみに混入している資源化可能な紙類（ミックスペーパー、メモ紙等）の 2024（令和 6）年度平均混入率は 6.3%（ $3,513 \text{ t} \times 6.3\% \div 221 \text{ t}$ ）でした。これら紙類を集団資源回収で排出するよう指導するなどして徐々に減量化、資源化が促進すると仮定し、2031（令和 13）年度にはミックスペーパー排出量の 5%、2036（令和 18）年度には同 10% 資源化できると見込みます。
	紙おむつの減量化、資源化	燃やすごみの組成分析における紙おむつ・生理用品の混入率は 8.9%（ $3,513 \text{ t} \times 8.9\% \div 313 \text{ t / 年}$ ）と少ないため、費用対効果を考慮して鎌倉市、逗子市との連携等により資源化を図る計画とします。2031（令和 13）年度までは資源化の可能性を検討し、2032（令和 14）年度以降全量資源化を見込みます。なお、ペットシートの材質は人の紙おむつと概ね同じですが、ここでは人の紙おむつのみ対象とします。
家庭系 プラスチックごみ	プラスチックごみの資源化	2022（令和 4）年 4 月 1 日から施行された「プラスチック資源循環促進法（プラ新法）」に基づき、分別収集しているプラスチックごみについては利用可能なものを選別し、2031（令和 13）年度まで再商品化に向けた実施を検討し、2032（令和 14）年度から全量再商品化を見込みます。
家庭系 生ごみ	生ごみ分別率アップによる減量化・資源化	2026（令和 8）年度の分別率は約 90%ですが、燃やすごみ中の生ごみを減らして生ごみ堆肥の製造量を増やすため、分別率を 2031（令和 13）年度までに 95%とし、以降 2036（令和 18）年度まで 95%を維持する計画とします。

	生ごみ堆肥化による資源化	2026（令和8）年11月から逗子市の生ごみを処理していますが、現状の生ごみ資源化処理施設における堆肥製造率（製造堆肥量÷生ごみ処理量×100）約5%を維持・継続する計画とします。
家庭系 粗大ごみ	粗大ごみの減量化	2024（令和6）年度の粗大ごみ量は225トンあり、総排出量の約3%を占めています。使用方法の工夫等により長期間使用することで減量化を促進し、2031（令和13）年度までに排出量に対し2%削減、2036（令和18）年度までに同5%削減を見込みます。
集団資源回収	ミックスペーパー、紙パック等の資源化	集団資源回収量は年々減少傾向にありますが、総排出量に対する割合は約16%であり、分別排出の徹底等の指導により資源化量を向上させる計画とします。集団資源回収量は品目ごとに量の推計は行いますが、品目ごとの増加資源化率は同じと仮定して集団資源回収全体量の資源化率を設定します。燃やすごみ中のミックスペーパー分を含めて2031（令和13）年度の増加資源化率は5%、2036（令和18）年度は10%を見込みます。
事業系 一般廃棄物	事業系生ごみの削減	事業系生ごみは2031（令和13）年度まで民間の施設で資源化の可能性を検討し、2032（令和14）年度以降全量資源化できる見込みとします。
	事業系燃やすごみの削減	事業系燃やすごみ量は総燃やすごみ量の約28%と多くを占めています。焼却率低減のため分別指導の徹底等により、2031（令和13）年度までに占有率26%（年約0.3%削減）、2036（令和18）年度までに約23%（年約0.4%削減）まで減少すると見込みます。なお、事業系一般廃棄物量は経済状況に左右されるため、削減率を可能な限り低く設定しました。
	全量資源化（一例）	燃やすごみは逗子市ごみ焼却処理施設で全量焼却処理していますが、2034（令和16）年度に停止する予定であるため、2031（令和13）年度までに民間事業者等による全量資源化（サーマルリサイクル）について検討し、2034（令和16）年度以降全量資源化できる見込みとします。なお、本計画は処理コスト等を含めて民間事業者と

		調整ができた場合のケースであるため一例とします。
--	--	--------------------------

表 5-4-2 によるごみの減量化、資源化の内容は表 5-4-3 に示すとおりです。

表 5-4-3 ごみの減量化、資源化について

減量化、資源化品目	減量化、資源化策の内容	
生ごみ処理機等による資源化	減量化	燃やすごみ中の生ごみの一部を生ごみ処理機等で処理することにより、燃やすごみ量と加熱して水分を減らしたのち生ごみとして排出する（電動生ごみ処理機）ことによる生ごみの減量化
	資源化	燃やすごみ中の生ごみの一部をキエーロ等により堆肥化
ミックスペーパーの分別促進による減量化、資源化	減量化	燃やすごみ中のミックスペーパーの一部を集団資源回収に回すことによる燃やすごみの減量化
	資源化	減量化された量が資源化
紙おむつの減量化、資源化	減量化	燃やすごみ中の一部の紙おむつを資源化することにより燃やすごみの減量化
	資源化	減量化された量が資源化（マテリアルリサイクルを想定）
プラスチックごみの資源化	減量化	焼却処理（サーマルリサイクル）しているプラスチックごみの一部を資源化（マテリアルリサイクルまたはケミカルリサイクルを想定）することにより焼却処理量（サーマルリサイクル）の減量化
	資源化	減量化された量を資源化（マテリアルリサイクルあるいはケミカルリサイクルを想定）
生ごみ分別率アップによる減量化、資源化	減量化	分別率をアップすることにより燃やすごみ中の生ごみを生ごみとして排出することによる燃やすごみの減量化
	資源化	分別排出された生ごみを生ごみ資源化処理施設で処理することによる製造堆肥の増加による資源化
粗大ごみの減量化	減量化	使用方法の工夫等による長期間使用することによる減量化
	資源化	—
集団資源回収全品目	減量化	—
	資源化	集団資源回収品目全量の資源化をアップ
事業系生ごみの削減	減量化	燃やすごみ中の生ごみを分別し民間事業者による資源化（サーマルリサイクルを想定）を行い燃やすごみを減

		量化
	資源化	減量化された量を民間事業者で資源化（サーマルリサイクルを想定）。
事業系一般廃棄物の削減	減量化	排出者が行う減量化による燃やすごみの減量化
	資源化	—

第2回資料は
ここまで